## 沼津市の制度

4.1	制度概要	問い合わせ
制度名称	補助額等	電話番号 (055)
①新築・購入		
地域脱炭素移行•	個人向け新築住宅 ZEH への補助金。(着手前の申請)	環境政策課
再工ネ推進重点対 策加速化事業補助 金	1戸あたり55万円補助。直交集成板の導入で90万円の上乗せあり。付帯設備の場合に限り、太陽光発電設備の出力1kWあたり7万円と蓄電池の価格の1/3(上限あり)の上乗せあり。	934-4741
③空き家、移住・気	<b>定住</b>	
	市外在住のどちらかが 65 歳未満の夫婦世帯又は 65 歳未満で 18 歳未満の子がいるひとり親世帯で、相続した空き家のリフォーム工事をする世帯、又は、リフォーム工事をして空き家を取得する世帯への補助	住宅政策課
空き家活用定住支 援補助金交付制度	それぞれ対象経費の 2/3 の額で下記が限度額 (1)リフォーム工事(対象は 60 万円以上の工事) 一般世帯 20 万円 (市内事業者の活用で 10 万円加算) (2)取得 世帯員の全員が県外からの転入者である世帯80 万円 その他の世帯 20 万円	934-4885
空家等除却事業費 補助金交付制度	市内に存在する空家の所有者として登記事項証明書又は固定 資産税台帳に記載のある方、又はその相続人が、居住するに は著しく不良な状態の住宅の除却又は今後使用見込みがない 建物の跡地を地域活性化のために計画的利用する目的での 建物の除却をすることへの補助	住宅政策課
	除却費と市が定める標準除却費を比較し少ない額の80%以内(上限80万)	934-4885
④設備の充実		
	市内に自ら居住する住宅、または居住予定の市内の既存住宅 (建築工事完了から1年を経過した住宅)において、補助対象と なる機器の設置またはリフォームへの補助金。(着工前の申請)	環境政策課
住宅用新エネ・省エネ機器設置費及び省エネリフォーム費補助金	(1/1/1/1元	934-4741

可能エネルギー普	かそれ以上の額の導入支援金の給付義務があるため、住宅所 有者は間接的に補助を受ける。(着工前の申請)	環境政策課
	一律3万円	934-4741
	対象区域にお住まいの方、これからお住まいになる方で、 雨水浸透・貯留施設を設置する方への補助	河川課
雨水浸透·貯留施 設設置費補助金	雨水浸透施設は、構造により1基につき限度額5万円~10万円 雨水貯留施設は、合計容量200リットル以上のもので限度額3万円	934-4786
	・公共下水道計画区域外において、専用住宅に浄化槽を設置 する方	窓口)
净化槽設置費補助 金制度	・浄化槽の人槽算定は日本産業規格(JIS A 3302-2000) によること。	水道総務課 (補助金交付 窓口)
亚丽/文	補助額については設置する浄化槽の内容によるほか、事前 の協議を必要とします。	934-4856 (水道サービ ス課) 934-4851 (水道総務課)
⑥高齢者、障害のあ	ある方	
居宅介護(介護予	(P16 参照)	介護保険課
居宅介護(介護予防)住宅改修事業 日常生活用具給付	(P16 参照) 介護保険の住宅改修の支給限度基準額 20 万円に 10 万円を上乗せ (P17 参照) 購入前の申請が必要です 要件等詳しくけお問合せください	
居宅介護(介護予防)住宅改修事業	(P16 参照) 介護保険の住宅改修の支給限度基準額 20 万円に 10 万円を上乗せ (P17 参照) 購入前の申請が必要です 要件等詳しくけお問合せください	934-4874
居宅介護(介護予防)住宅改修事業 日常生活用具給付等事業(居宅生活	(P16 参照) 介護保険の住宅改修の支給限度基準額 20 万円に 10 万円を上乗せ (P17 参照) 購入前の申請が必要です 要件等詳しくはお問合せください 費用の 9 割(基準額 20 万円) ※課税状況により、補助額拡大 高齢者世帯等で地震による家具等の転倒防止のため、事業を実施する方への補助	934-4874 障がい福祉課 934-4829 危機管理課
居宅介護(介護予防)住宅改修事業 日常生活用具給付等事業(居宅生活動作補助用具)	(P16 参照) 介護保険の住宅改修の支給限度基準額 20 万円に 10 万円を上乗せ (P17 参照) 購入前の申請が必要です要件等詳しくはお問合せください 費用の 9 割(基準額 20 万円) ※課税状況により、補助額拡大 高齢者世帯等で地震による家具等の転倒防止のため、事業を実施する方への補助 タンス、本棚、食器棚、冷蔵庫等、4 品までの固定費用を市が負担	934-4874 障がい福祉課 934-4829 危機管理課
居宅介護(介護予防)住宅改修事業日常生活用具給付等事業(居宅生活動作補助用具)家具転倒防止事業	(P16 参照) 介護保険の住宅改修の支給限度基準額 20 万円に 10 万円を上乗せ (P17 参照) 購入前の申請が必要です 要件等詳しくはお問合せください 費用の 9 割(基準額 20 万円) ※課税状況により、補助額拡大 高齢者世帯等で地震による家具等の転倒防止のため、事業を実施する方への補助 タンス、本棚、食器棚、冷蔵庫等、4 品までの固定費用を市が負担 (P16 参照) 購入前の申請が必要です 要件等詳しくはお問合せください	934-4874 障がい福祉課 934-4829 危機管理課
居宅介護(介護予防)住宅改修事業 日常生活用具給付等事業(居宅生活動作補助用具)	(P16 参照) 介護保険の住宅改修の支給限度基準額 20 万円に 10 万円を上乗せ (P17 参照) 購入前の申請が必要です 要件等詳しくはお問合せください 費用の 9 割 (基準額 20 万円) ※課税状況により、補助額拡大 高齢者世帯等で地震による家具等の転倒防止のため、事業を実施する方への補助 タンス、本棚、食器棚、冷蔵庫等、4 品までの固定費用を市が負担 (P16 参照) 購入前の申請が必要です 要件等詳しくはお問合せください 工事費の 3/4 以内(限度額 50 万円) ※介護保険の日常生活用具給付等事業適用者は限度額 20 万円 ※障がいの日常生活用具給付等事業適用者は限度額 30 万円	934-4874 障がい福祉課 934-4829 危機管理課 934-4803 障がい福祉課
居宅介護(介護予防)住宅改修事業 日常生活用具給付等事業(居宅生活用具) 家具転倒防止事業 重度身体障害者住宅改造費助成事業	(P16 参照) 介護保険の住宅改修の支給限度基準額 20 万円に 10 万円を上乗せ (P17 参照) 購入前の申請が必要です 要件等詳しくはお問合せください 費用の 9割(基準額 20 万円) ※課税状況により、補助額拡大 高齢者世帯等で地震による家具等の転倒防止のため、事業を実施する方への補助 タンス、本棚、食器棚、冷蔵庫等、4 品までの固定費用を市が負担 (P16 参照) 購入前の申請が必要です 要件等詳しくはお問合せください 工事費の 3/4 以内(限度額 50 万円) ※介護保険の日常生活用具給付等事業適用者は限度額 20 万円 ※障がいの日常生活用具給付等事業適用者は限度額 30 万円 (P17 参照) 購入前の申請が必要です	934-4874 障がい福祉課 934-4829 危機管理課 934-4803 障がい福祉課
居宅介護(介護予防)住宅改修事業 日常生活用具給付等事業(居宅生活) 事業(居宅生活動作補助用具) 家具転倒防止事業 重度身体障害者住宅改造費助成事業	(P16 参照) 介護保険の住宅改修の支給限度基準額 20 万円に 10 万円を上乗せ (P17 参照) 購入前の申請が必要です 要件等詳しくはお問合せください 費用の 9 割 (基準額 20 万円) ※課税状況により、補助額拡大 高齢者世帯等で地震による家具等の転倒防止のため、事業を実施する方への補助 タンス、本棚、食器棚、冷蔵庫等、4 品までの固定費用を市が負担 (P16 参照) 購入前の申請が必要です 要件等詳しくはお問合せください 工事費の 3/4 以内(限度額 50 万円) ※介護保険の日常生活用具給付等事業適用者は限度額 20 万円 ※障がいの日常生活用具給付等事業適用者は限度額 30 万円	934-4874 障がい福祉課 934-4829 危機管理課 934-4803 障がい福祉課 934-4829

日常生活用具給付	(P17 参照) 購入前の申請が必要です 要件等詳しくはお問合せください	障がい福祉課
等事業(自動消火器)	購入費用の9割を補助(限度額2万8700円) ※課税状況によって補助の更なる拡大あり	934-4829
日常生活用具給付等事業(聴覚障害	要件等拝しくはお問合せくたさい	障がい福祉課
者用屋内信号装置)	購入費用の9割を補助(限度額8万7400円) ※課税状況によって補助の更なる拡大あり	934-4829
高齢者向け優良賃 貸住宅供給促進事 業(家賃減額補助	の方	住宅政策課
金)	家賃と入居者負担額との差額を補助	934-4792
⑧災害対策		
わが家の専門家診 断事業	(P18 参照)	住宅政策課 934-4885
木造住宅耐震補強 助成事業(補強計 画一体型)		住宅政策課 934-4885
木造住宅除却助成事業	要件等詳しくはお問合せください	住宅政策課 934-4885
耐震シェルター設	昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木造住宅で、 過去に耐震補強に関する補助制度を受けていないもの	住宅政策課
置事業	シェルターを1階に設置する際にかかる費用の2/3(上限40万円)または5/6(上限50万円)	934-4885
防災ベッド設置事業	昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木造住宅で、 過去に耐震補強に関する補助制度を受けていないもの	住宅政策課
10000000000000000000000000000000000000	ベッドの購入にかかる費用の 2/3 (上限 40 万円) または 5/6 (上限 50 万円)	934-4885
ブロック塀等耐震改 修事業費補助金	(P18 参照)	住宅政策課 934-4885
アスベスト含有調査	建築物の壁、柱、天井等の建材への吹き付け材の含有調査 費用の一部を補助	住宅政策課
事業	含有調査にかかる費用と 25 万円とを比較していずれか少ない額	934-4885
アスベスト除去等事業	建築物の壁、柱、天井等の建材への吹き付けられたアスベストの除去等の費用の一部を補助	住宅政策課
术	除去等にかかる費用の 2/3 以内の額(上限 120 万円)	934-4885
既存住宅耐震診断	昭和56年5月31日以前に建築(着工)された住宅型建築物(非木造)の耐震診断	住宅政策課
事業	耐震診断に要する費用と、基準額とを比較していずれか少ない額の 2/3 (高齢者世帯住宅はいずれか少ない額)	934-4885

既存建築物耐震診 断事業	昭和56年5月31日以前に建築(着工)された非住宅型建築物の耐震診断	住宅政策課
	耐震診断に要する費用と、基準額とを比較していずれか少 ない額の 2/3	934-4885
既存建築物補強計 画策定事業	昭和56年5月31日以前に建築(着工)された建築物で、 災害時に重要な機能を果たす建築物又は災害時に多数に危 険が及ぶおそれのある建築物、マンションで、3階建て以 上、延べ面積1,000 ㎡以上の建築物の補強計画	住宅政策課
	補強計画策定に要する費用と市が定める基準額とを比較し て少ない額の 2/3	934-4885
既存建築物耐震補	昭和56年5月31日以前に建築(着工)された建築物で、 災害時に重要な機能を果たす建築物又は災害時に多数に危 険が及ぶおそれのある建築物、マンションで、3階建て以 上、延べ面積1,000㎡以上の建築物の補強	住宅政策課
強助成事業	1 棟ごとに、当該事業に要する経費の 23%と延べ床面積に 1 平方メートル当たり 5 万 1200 円 (マンションの場合は 5 万 200 円) を乗じて得た額の 23%に相当する額とを比較し ていずれか少ない額	934-4885
感震ブレーカー設 置費補助金	自ら所有または居住する市内の住宅、または市内に居住するために新築する住宅において、感震ブレーカー(一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤の規格に適合する構造及び機能を有する機器)を設置するための補助金。(着工前申請)	危機管理課
	所有または居住する住宅の場合、機器購入費及び設置費の 2/3(上限3万円)。新築する住宅の場合、1万円。交付は1世 帯につき1回限り。	934-4803

## 熱海市の制度



	制度概要	問い合わせ
制度名称	補助額等	電話番号 (0557)
②リフォーム		
住宅店舗リフォーム振興助成事業	<ul><li>・市内に自ら所有する住宅・店舗及び賃借人であり、店舗の改修、改装などの工事を依頼する方</li><li>・対象となる工事は、助成対象工事として決定後着工し、令和8年1月末日までに完了するもの</li><li>・施工業者は、市内事業者とする</li></ul>	熱海商工 会議所
	工事費(消費税抜き)の10%(限度額10万円)	81-9251
④設備の充実		
新エネルギー機器設置費補助金	実績報告書提出時点において、下記のすべてに該当する方・熱海市民または、実績報告書を提出する時点で熱海市民である方及び熱海市別荘等所有税条例第2条第1項の別荘等を所有している個人・自ら所有し、居住する住宅(併用住宅を含む)に新エネルギー機器を設置する方※別荘等所有者については、当該住宅に居住していることを要しない・市税等の滞納がない方  太陽光発電システム (1件につき8万円) 家庭用蓄電池システム (1件につき8万円) 家庭用燃料電池システム(1件につき8万円) 大陽熱利用システム (1件につき5万円) V2H (1件につき5万円) V2H (1件につき5万円) (1件につき3万円)	市民生活部 環境課 生活 環境室 86-6273
	HEMS (1件につき1万円)	
ネット・ゼロ・エネル ギー・ハウス推進事 業費補助金	<ul> <li>申請時点で熱海市民である方</li> <li>自ら所有し、かつ居住するため、補助対象住宅を新築または購入する方</li> <li>令和5年4月1日以降、国ZEH補助金または県ZEH補助金の交付申請をし、補助金交付確定通知日の属する年度中に本市補助金の交付申請をする方</li> <li>市税等の滞納がない方</li> </ul>	市民生活部 環境課 生活 環境室
	1件につき70万円	86-6273
生垣助成「みどりを 育て守る条例」	・熱海市民 ・樹木を帯状に植栽し、竹、木等の補助材料を用いて樹木相 互の組合せをした、高さ1m以上、長さ5m以上のもの	観光建設部 公園緑地課 維持管理室
	経費の1/2(限度額3万円)	86-6218

	規定する区域において、専用住宅に既設の単独浄化槽又はくみ取り槽を、10人槽以下の合併処理浄化槽に付け替えて設置する方で、熱海市の住民基本台帳に記載されている方で、生活の本拠地として使用する方。(別荘等は対象外)	環境課 環境
净化槽設置事業費 補助金	<ul> <li>(1)浄化槽の設置</li> <li>・5人槽 33万2000円</li> <li>・6~ 7人槽 41万4000円</li> <li>・8~10人槽 54万8000円</li> <li>(2)単独処理浄化槽の撤去</li> <li>・5~10人槽 12万円</li> <li>(3)くみ取り槽の撤去</li> <li>・5~10人槽 9万円</li> <li>(4)宅内配管工事</li> <li>・5~10人槽 30万円</li> <li>※金額は限度額</li> </ul>	82-1153
⑤新婚・子育て		
結婚新生活支援補	以下のうち、所定の条件を満たす世帯 ・令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を 提出し、受理された夫婦 ・婚姻日における夫婦の年齢が39歳以下 ・令和6年分の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満 ・令和6年度に本補助金を受給した世帯のうち、受給額が補助 上限額に達しなかった世帯 ・申請時において、夫婦の住所が申請に係る住所となっている こと ・補助金の交付を受けた日から3年以上、本市に定住する意思 があること ・過去に当補助金の交付を受けている者がいないこと(他の自 治体での受給を含む。ただし、前年度受給世帯を除く。) ・申請時において、夫婦のいずれも本市の市税の滞納がない こと ・夫婦がいずれも暴力団員等でないこと	健康福祉部 社会福祉課 子育て支援室
助金	対象経費(令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った費用) ・新規の住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料) ・婚姻に伴う住宅取得費用 ・婚姻に伴う自越費用(引越業者、運送業者に支払った費用) ※費用には一部対象外となるものもあり ※勤務先から住宅手当等が支給されている場合は、支給分を差し引いた額が対象 補助上限額(対象経費の合計額) ・夫婦とも29歳以下の世帯 1世帯当たり60万円 ・夫婦とも39歳以下の世帯 1世帯当たり30万円 ・前年度受給世帯 昨年度の補助上限額から受給済の額を差し引いて得た額	86-6352
⑥高齢者、障害の 介護保険の住宅改 修	5る方 16ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ	健康福祉部 長寿介護課 介護保険室 86-6286

		市民生活部
家庭内家具等固定 推進事業	木造住宅に居住している市民に対し、家庭内の家具等を固定 する事業	市民生活部 危機管理課 危機管理室
	全額を熱海市自主防災会連合会が負担	86-6443
日常生活用具給付 等事業(居宅生活 動作補助用具)	・以下のいずれかに該当する65歳未満の方 (1)下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が3級以上の方(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の方)又は視覚障害2級以上のある方(2)下肢又は体幹機能に障害がある難病患者等障害者の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの・対象用具:障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉室
	用具の購入費及び改修工事費 (限度額50万円 *介護保険法に基づく住宅改修費の給付を受けることができる場合は、30万円)	86-6347
日常生活用具給付 等事業(火災警報 器)	・障害等級2級以上で、かつ、火災報知器の感知又は避難が著しく困難な方 ・知的障害児又は知的障害者として判定され、障害の程度が重度又は最重度である方、及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害程度が1級又は2級であるものとして記載されている方で、それぞれの火災発生時の感知又は避難が著しく困難な方・上記と同程度の障害を有する難病患者等・対象用具:室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉室
	限度額1万5500円	86-6347
日常生活用具給付等事業(自動消火器)	・障害等級2級以上で、かつ、火災報知器の感知又は避難が著しく困難な方 ・知的障害児又は知的障害者として判定され、障害の程度が重度又は最重度である方、及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害程度が1級又は2級であるものとして記載されている方で、それぞれの火災発生時の感知又は避難が著しく困難な方 ・火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する難病患者等・対象用具:室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を射し、初期火災を消火し得るもの	健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉室
日常生活用具給付 等事業(聴覚障害 者用屋内信号装 置)	限度額2万8700円 ・聴覚障害2級以上(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)の者・上記と同程度の障害を有する難病患者等・対象用具:音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの限度額8万7400円	86-6347 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉室 86-6347
⑦住宅に困窮するス		
住宅支援給付	17ページ掲載の住居確保給付金と同じ	健康福祉部 社会福祉課 生活保護室 86-6331
	L	

8災害対策		
わが家の専門家診	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅	観光建設部 まちづくり課 建築住宅室
断事業	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を 実施	86-6424
木造住宅耐震改修助成事業	昭和56年5月31日以前に建築または建築中であった木造住宅で、耐震補強計画策定・耐震補強工事を一体となって実施する事業(ただし、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満であったものが、耐震補強工事を行った後、耐震評点が1.0以上かつ0.3以上あがる工事)	観光建設部まちづくり課建築住宅室
	補助限度額 115万円(一般世帯) 135万円(高齢者等世帯)	86-6424 観光建設部
   既存建築物耐震性   向上事業	昭和56年5月31日以前に建築された既存建築物の所有者が行 う精密診断	まちづくり課 建築住宅室
円工事業	1棟ごとに当該事業に要する経費と別に定める基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内	86-6424
既存建築物耐震補 強計画事業	昭和56年5月31日以前に建築された既存建築物の所有者が行 う耐震補強計画の策定	観光建設部 まちづくり課 建築住宅室
	1棟ごとに当該事業に要する経費と別に定める基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内	86-6424
ブロック塀等改修促進事業補助金	(1)撤去事業 市内全域 (2)改善事業 市内全域 ※共に地震発生時に倒壊又は転倒する危険性のある道路等 に面しているブロック塀	観光建設部 まちづくり課 建築住宅室
	(1)撤去事業 ブロック塀等を撤去する経費の額と基準額2万円/mに撤去するブロック塀等の長さを乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の1/2以内の額とし、1敷地につき10万円を限度とする。 (2)改善事業 ブロック塀等を改善する経費と基準額3万8400円/mに改善するブロック塀等の長さを乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の1/2以内の額とし、1敷地につき25万円を限度とする。	86-6424
がけ地近接等危険 住宅移転事業	次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、静岡県県知事又は市長が是正勧告等を行ったもの。 (1)静岡県建築基準条例第3条の規定により指定した災害危険区域 (2)静岡県建築基準条例第10条の規定により建築を制限している区域 (3)土砂法第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域	観光建設部まちづくり課建築住宅室
	建物除去費補助 97万5000円 (除却費用に対する一部補助) 敷地造成費補助 60万8000円 (借入金利子に対する一部補助) 助) 建物建設費補助 465万円 ( " ) 土地取得費補助 206万円 ( " )	86-6424

# 三島市の制度



	制度概要	問い合わせ
制度名称	補助額等	電話番号 (055)
①新築・購入		
勤労者住宅建設資 金利子補給制度 リフォームにも利用	<ul><li>・市内に自ら居住する住宅を建築(購入を含む)、増改築又は 宅地を購入する勤労者の方</li><li>・市町村税を滞納していない方</li></ul>	労働金庫 三島支店
可	1,000 万円以内	973-9111
<ul><li>②リフォーム</li><li>移住・子育でリフォーム事業</li></ul>	次に掲げる者が発注するリフォーム工事 (1)市外から移住してくる若い夫婦等 (2)子育て世帯の世帯員 ※対象となる工事は、リフォームに要する費用が 10 万円以上の もの	三島住まい 推進室
③空き家、移住・気	補助率 2/10(限度額:20 万円) ※中古住宅の取得に伴うリフォーム工事の場合は 補助率 2/10(限度額:30 万円)を上記に上乗せ E住	983-2750
	・市内に住宅を取得し、定住をする若い夫婦等 ・転入後引き続き5年以上定住すること	三島住まい 推進室
住むなら三島移住・ 定住サポート事業	(1) 県外からの移住 100 万円 (2) 県外からの移住(三島市移住・就業支援補助金の交付決定 を受けている場合) 50 万円 (3) 県内他市町からの移住 20 万円 ※新築の場合は、申請者又は配偶者の父母いずれかが三島 市民であること (4) 中古住宅の取得者(市民) 20 万円 ※その他にも要件あり	983-2750
既存住宅診断事業 (インスペクション)	<ul><li>・三島市に存する専用住宅</li><li>・売却する予定であること</li><li>・宅地建物取引業を営むものと専任媒介契約を締結していること</li><li>・住宅診断の結果を三島市中古住宅情報サイトに掲載することに承諾できる方</li></ul>	三島住まい 推進室
	専門家による無料の住宅診断を実施	983-2750

<b>小</b> 乳供の女宝		
④設備の充実	NT a A distant by L.	
	以下の全てに該当する方 ・自ら居住、または居住する予定の市内の戸建住宅(賃貸住宅は除く)に対象設備を設置する方※設置されている市内の新築戸建住宅を購入する方を含む ・市町村税を滞納していない方 ・これまでに市から同種の対象設備に対する補助金の交付を受けたことがない方	環境政策課
スマートハウス設備 導入費補助金	(1)住宅用太陽光発電システム 1万円/kW・上限4万円 ※最大出力の合計が 10kW 未満のもの ※家庭用リチウムイオン蓄電池システム、V2H充放電システム のいずれか又は両方と併せて設置する場合に限り補助対象 (2)住宅用太陽熱利用システム 上限2万5千円 (3)家庭用燃料電池システム 上限5万円 (4)家庭用リチウムイオン蓄電池システム 上限5万円 (5)V2H充放電システム 上限5万円	983-2647
生け垣づくり奨励事業	・生垣の新設や、既設ブロック塀を生垣に替えようとする方 ・市内敷地内(道路に面している場所を含む隣接地との境)に 配布後すぐに植栽できる方	みどりと水のま ちづくり課
	1m当たり3本以内、生垣の長さおおむね5m以上で20mを限度とし、申込み数量の苗木を交付	983-2642
	<ul><li>・屋上緑化事業 市内の建築物の屋上に1㎡以上の緑化区画を設置して緑化を行う方</li><li>※屋根への緑化は対象外</li><li>・壁面緑化事業 市内の建築物の壁面に植物を這わせて緑化を行う方</li></ul>	みどりと水のま ちづくり課
屋上等緑化事業補助金	(1)屋上緑化事業 補助対象経費の額と1㎡当たり2万円に緑化面積を乗じて 得た額とを比較して、いずれか少ない額の 1/3 以内(限度 額 50 万円) ※補助対象経費は緑化区画の造成、防根設備及びかん水設 備の工事費、土壌・植物等の購入費、植栽工事費 (2)壁面緑化事業 補助対象経費の額と1㎡当たり2万円に緑化面積を乗じて 得た額と比較して、いずれか少ない額の 1/3 以内(限度額 50 万円) ※補助対象経費はフェンスその他の補助資材の設置費、土 壌・植物等の購入費、植栽工事費、土壌改良工事費	983-2643
合併処理浄化槽設 置事業費補助金	・公共下水道予定処理区域(市長が特に認めるものを除く。)以外の地域において、合併処理浄化槽を新設(自己所有の合併処理浄化槽が設置された住宅に居住している世帯に属する全ての方が市内転居する場合を除く)、又は単独浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えする方・住宅用であること	生活排水
	(1) 5 人槽 33.2(41.4) 万円、7 人槽 41.4(51.6) 万円、10 人槽 54.8(68.4) 万円 ※() 内は単独浄化槽から設置替えの場合 (2) 設置替えの流入管きょ及び放流管きょの工事費 上限 30 万円	983-2662

し尿浄化槽廃止に 対する補助金	・市税、下水道事業受益者負担金・分担金を滞納していない方 ・下水道供用開始から3年以内に工事が完了すること ・建物が個人(法人を除く)の所有で、事業用でない方	下水道課
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	浄化槽1か所につき 5,000 円	983-2662
水洗便所改造資金 等融資斡旋利子補 給金	・下水道供用開始から3年以内に工事が完了すること。 ・個人の住宅であること(法人は不可) ・連帯保証人がいる方 ・市税、下水道事業受益者負担金・分担金を滞納していない方 ・印鑑登録証明を提出できる方 1か所につき 40 万円以内(1人 100 万円以内)	下水道課
		903 2002
公共下水道低地私 設汚水ポンプ設置 費補助金	・低地で汚水ポンプ施設の設置以外の方法で汚水を排除することが困難な方 ・その建築物について最初に設置するもの ・下水道供用開始から3年以内に工事が完了すること ・市税、下水道事業受益者負担金・分担金を滞納していない方 ・建物の所有者又は占有者が法人以外であること	下水道課
	設置費用の 10/10 の額以内で 1,000 円未満切り捨て	983-2662
	・市内に居住の用に供する住宅を所有している方又はその占有者で、当該住宅に雨水浸透・貯留施設を設置する方 ※建設予定のものを含む ※占有者の場合は雨水浸透・貯留施設を設置することについて当該住宅の所有者の同意を得た方に限る	みどりと水のま ちづくり課
雨水浸透·貯留施 設設置費補助金	(1)雨水浸透施設 ア雨水浸透施設A型(浸透トレンチ管型) 当該工事に要する経費の額又は6万円のいずれか少ない 額 イ雨水浸透施設B型 当該工事に要する経費の額又は5万円のいずれか少ない 額 (2)雨水貯留施設 ア浄化槽転用型 工事に要する経費の1/2以内の金額又は8万円のいずれ か少ない額 イ簡易貯留型 設置に要する経費の1/2以内の金額又は5万円のいずれ か少ない額	983-2643
⑤新婚・子育て		
結婚新生活支援補 助金	<ul> <li>・令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に結婚し、市内に住民登録をしている夫婦で、婚姻日における年齢がいずれも39歳以下の方</li> <li>・夫婦の合計所得が500万円未満で、市税を滞納していない方・結婚を機に同居するための住宅を新たに購入やリフォーム、賃借している方</li> </ul>	こども未来課
	新居の購入費、賃料、引越費用、リフォーム費用等の合計額 1世帯あたり30万円(婚姻日における夫婦の年齢がいずれも 29歳以下の場合は60万円)を上限	983-2755

移住・子育でリフォ ーム事業(再掲)	次に掲げる者が発注するリフォーム工事 (1)市外から移住してくる若い夫婦等 (2)子育て世帯の世帯員 ※対象となる工事は、リフォームに要する費用が 10 万円以上の もの	三島住まい 推進室
1, 1, 1/2 (1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1	補助率 2/10(限度額:20 万円) ※中古住宅の取得に伴うリフォーム工事の場合は 補助率 2/10(限度額:30 万円)を上記に上乗せ	983-2750
⑥高齢者、障害のな	ある方	
介護保険の住宅改 修	16 ページ掲載掲載の介護保険の住宅改修と同じ	介護保険課
	・市内に住所を有する在宅の下肢、体幹機能障害等を有する 者であって障害等級3級以上の者又は視覚障害2級以上の 者	
日常生活用具給付等事業(居宅生活動作補助用具)	・対象用具は障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小	障がい福祉課
	住宅改修費用の9割を補助(限度額 50 万円) ※課税状況によって補助の更なる拡大あり	983-2612
日常生活用具給付等事業(火災警報器)		
	購入費用の9割を補助(限度額1万 5500 円) ※課税状況によって補助の更なる拡大あり	983-2612
日常生活用具給付等事業(自動消火器)		
	購入費用の9割を補助(限度額2万 8700 円) ※課税状況によって補助の更なる拡大あり	983-2612
日常生活用具給付等事業(聴覚障害者用屋内信号装置)	<ul><li>・市内に住所を有する在宅の身体障害者手帳聴覚障害2級以上の所持者で、日常生活上必要と認められる世帯</li><li>・所得による給付制限あり</li><li>・対象用具は音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの</li><li>・購入前に申請が必要</li></ul>	障がい福祉課
<b> </b>	購入費用の9割を補助(限度額8万 7400 円) ※課税状況によって補助の更なる拡大	983-2612

市内に居住する世帯で次の(1)〜(4)いずれかに該当する世帯 (1)高齢者世帯 ア 満65歳以上の者(年度内に満65歳に達する者を含む。以下同じ」のみで構成されている世帯 イ 満65歳以上の者及び海18歳未満の名(年度内に満18歳に達する者を含む。以下同じ」のみで構成されている世帯 ア 版体障害1、2級 イ 視覚障害1、2級 イ 視覚を害している者 カ 介護保険法に基づ、要介護認定又は要支援認定を受けている者 カ 介護保険法に基づ、要介護認定又は要支援認定を受けている者 キ 難消医療費助成制度の支給認定を受けている者 の 1、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2				
での固定費用を市が負担 ※ピアノ等の固定に特種な器具を必要とするものを除く ※取付け器具の費用は申請者負担  ⑦住宅に困窮する方  住居確保給付金 17 ページ掲載の住居確保給付金と同じ  ③災害対策  むが家の専門家診 断事業  昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅 専門家(静岡県耐震診断補強相談土)による無料の耐震診断を実施 昭和56年5月 31 日以前に建築された建築物(木造住宅を除く) 住宅政策課 耐震診断に要する費用と市の基準額とを比較して少ない額の2/3 以内(限度額 200 万円) 補助金については事前にご相談ください。  昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅の補強計画の策定と耐震補強工事を一体的に行う耐震評点が1.0 未満のものを1.0 以上に補強する工事(ただし総合評点が0.3 以上上がる工事に限る。)  「他型)  昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅の補強計画の策定と耐震補強工事を一体的に行う耐震評点が1.0 未満のものを1.0 以上に補強する工事(ただし総合評点が0.3 以上上がる工事に限る。)  100 万円/戸以内 ※65 歳以上の高齢者等のみの世帯又は障害者などとの同居世帯については120 万円/戸以内 の3 以上がる工事に限る。)  昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅の方も耐震診断の結果、総合評点が1.0 未満と診断されたもので、地震に対して安全な構造とする旨の通知を受けているもの住宅政策課	家具転倒防止事業	(1) 高齢者世帯 ア 満 65 歳以上の者(年度内に満 65 歳に達する者を含む。以下同じ。)のみで構成されている世帯 イ 満 65 歳以上の者及び満 18 歳未満の者(年度内に満 18 歳に達する者を含む。以下同じ。)のみで構成されている世帯 (2) 世帯の構成員に次のアからキのいずれかに該当する者を含む世帯 ア 肢体障害1、2級イ視覚障害1、2級ク 肢体及び視覚の2以上の障害の複合により総合的に1、2級	危機管理課	
(全居確保給付金 17 ページ掲載の住居確保給付金と同じ 福祉総務課 983-2613 10 20 2613 10 20 2613 10 20 2613 10 20 2613 10 20 2613 10 20 2613 10 20 2613 10 20 2613 10 20 2613 10 20 2613 10 20 2613 10 20 2613 10 20 2613 1		での固定費用を市が負担 ※ピアノ等の固定に特種な器具を必要とするものを除く ※取付け器具の費用は申請者負担	983-2751	
17 ペーン掲載の住店確保給付金を同じ   983-2613   983-2613   983-2613   983-2613   983-2613   983-2613   983-2613   983-2613   983-2614   日本 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅   983-2644   983-2644   983-2644   昭和56年5月 31 日以前に建築された建築物(木造住宅を除く) 住宅政策課   耐震診断に要する費用と市の基準額とを比較して少ない額の 2/3 以内(限度額 200 万円)   983-2644     相助金については事前にご相談ください。   昭和56 年5月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅の補強計画の策定と耐震補強工事を一体的に行う耐震評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上に補強する工事(ただし総合評点が 0.3 以上上がる工事に限る。)   100 万円/戸以内   ※65 歳以上の高齢者等のみの世帯又は障害者などとの同居 世帯について は 120 万円/戸以内   983-2644   中帯について は 120 万円/戸以内   100 万円/戸   100	⑦住宅に困窮する7	⑦住宅に困窮する方		
おが家の専門家診断事業				
おが家の専門家診断事業 専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施 昭和56年5月31日以前に建築された建築物(木造住宅を除く)住宅政策課 耐震診断に要する費用と市の基準額とを比較して少ない額の2/3以内(限度額200万円) 983-2644 補助金については事前にご相談ください。 昭和56年5月31日以前に建築(着工)された既存木造住宅の補強計画の策定と耐震補強工事を一体的に行う耐震評点が1.0未満のものを1.0以上に補強する工事(ただし総合評点が0.3以上上がる工事に限る。) 100万円/戸以内※65歳以上の高齢者等のみの世帯又は障害者などとの同居世帯については120万円/戸以内 100万円/戸以内 100万円/戸 100万円/回 100	住居確保給付金			
野門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
既存建築物耐震診断に要する費用と市の基準額とを比較して少ない額の 2/3 以内(限度額 200 万円) 983-2644 補助金については事前にご相談ください。 昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅の補強計画の策定と耐震補強工事を一体的に行う耐震評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上に補強する工事(ただし総合評点が 0.3 以上上がる工事に限る。) 100 万円/戸以内 ※65 歳以上の高齢者等のみの世帯又は障害者などとの同居 世帯について は 120 万円/戸以内 100 万円/戸以内 昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅の うち耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満と診断されたもの で、地震に対して安全な構造とする旨の通知を受けているもの 住宅政策課	⑧災害対策	17 ページ掲載の住居確保給付金と同じ	983-2613	
大造住宅除却助成事業	<ul><li>⑧災害対策</li><li>わが家の専門家診</li></ul>	17 ページ掲載の住居確保給付金と同じ 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅 専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を	983-2613 住宅政策課	
昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅の補強計画の策定と耐震補強工事を一体的に行う耐震評点が1.0 未満のものを1.0 以上に補強する工事(ただし総合評点が0.3 以上上がる工事に限る。) 100 万円/戸以内※65 歳以上の高齢者等のみの世帯又は障害者などとの同居世帯については120万円/戸以内 昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅のうち耐震診断の結果、総合評点が1.0 未満と診断されたもので、地震に対して安全な構造とする旨の通知を受けているもの住宅政策課	<ul><li>⑧災害対策</li><li>わが家の専門家診</li></ul>	17 ページ掲載の住居確保給付金と同じ 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅 専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を 実施	983-2613 住宅政策課 983-2644	
本造住宅の耐震改修事業(補強計画の策定と耐震補強工事を一体的に行う耐震評点が1.0 未満のものを1.0 以上に補強する工事(ただし総合評点が0.3 以上上がる工事に限る。)  100 万円/戸以内 ※65 歳以上の高齢者等のみの世帯又は障害者などとの同居世帯については120万円/戸以内  昭和56年5月31日以前に建築(着工)された既存木造住宅の方・耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と診断されたもので、地震に対して安全な構造とする旨の通知を受けているもの で、地震に対して安全な構造とする旨の通知を受けているもの	<ul><li>⑧災害対策</li><li>わが家の専門家診断事業</li><li>既存建築物耐震診</li></ul>	17 ページ掲載の住居確保給付金と同じ 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅 専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を 実施 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された建築物(木造住宅を除く) 耐震診断に要する費用と市の基準額とを比較して少ない額の	983-2613 住宅政策課 983-2644 住宅政策課	
※65 歳以上の高齢者等のみの世帯又は障害者などとの同居 世帯について は 120 万円/戸以内 昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅の うち耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満と診断されたもの で、地震に対して安全な構造とする旨の通知を受けているもの	<ul><li>⑧災害対策</li><li>わが家の専門家診断事業</li><li>既存建築物耐震診</li></ul>	17 ページ掲載の住居確保給付金と同じ 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅 専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を 実施 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された建築物(木造住宅を除く) 耐震診断に要する費用と市の基準額とを比較して少ない額の 2/3 以内(限度額 200 万円)	983-2613 住宅政策課 983-2644 住宅政策課	
木造住宅除却助成 事業 うち耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満と診断されたもの で、地震に対して安全な構造とする旨の通知を受けているもの	<ul><li>⑧災害対策</li><li>わが家の専門家診断事業</li><li>既存建築物耐震診断事業</li><li>木造住宅の耐震改修事業(補強計画</li></ul>	四和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅 専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を 実施 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された建築物(木造住宅を除く) 耐震診断に要する費用と市の基準額とを比較して少ない額の 2/3 以内(限度額 200 万円) 補助金については事前にご相談ください。 昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅の 補強計画の策定と耐震補強工事を一体的に行う耐震評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上に補強する工事(ただし総合評点が	983-2613 住宅政策課 983-2644 住宅政策課 983-2644	
除却に要する費用(限度額30万円) 983-2644	<ul><li>⑧災害対策</li><li>わが家の専門家診断事業</li><li>既存建築物耐震診断事業</li><li>木造住宅の耐震改修事業(補強計画</li></ul>	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施昭和56年5月31日以前に建築された建築物(木造住宅を除く)耐震診断に要する費用と市の基準額とを比較して少ない額の2/3以内(限度額200万円)補助金については事前にご相談ください。昭和56年5月31日以前に建築(着工)された既存木造住宅の補強計画の策定と耐震補強工事を一体的に行う耐震評点が1.0未満のものを1.0以上に補強する工事(ただし総合評点が0.3以上上がる工事に限る。) 100万円/戸以内 ※65歳以上の高齢者等のみの世帯又は障害者などとの同居	983-2613 住宅政策課 983-2644 住宅政策課 983-2644 住宅政策課	
	<ul><li>⑧災害対策</li><li>わが家の専門家診断事業</li><li>既存建築物耐震診断事業</li><li>木造住宅の耐震改画一体型)</li><li>木造住宅除却助成</li></ul>	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅 専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を 実施 昭和56年5月31日以前に建築された建築物(木造住宅を除く) 耐震診断に要する費用と市の基準額とを比較して少ない額の 2/3 以内(限度額200万円) 補助金については事前にご相談ください。 昭和56年5月31日以前に建築(着工)された既存木造住宅の 補強計画の策定と耐震補強工事を一体的に行う耐震評点が 1.0未満のものを1.0以上に補強する工事(ただし総合評点が 0.3 以上上がる工事に限る。) 100万円/戸以内 ※65歳以上の高齢者等のみの世帯又は障害者などとの同居 世帯については120万円/戸以内 昭和56年5月31日以前に建築(着工)された既存木造住宅の うち耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と診断されたもの	983-2613 住宅政策課 983-2644 住宅政策課 983-2644 住宅政策課	

	市内のブロック塀等を除却及び建替する方で、除却については市内全域、建替については一部地域を対象とする	住宅政策課
ブロック塀等耐震改修促進事業	(1)除却 ア避難路・避難地・通学路沿いの場合 除却費と、除却するブロック塀等の長さに1m当たり20,000 円をかけた額を比較していずれか少ない額の2/3以内 イ上記以外の道路の場合 除却費と、除却するブロック塀等の長さに1m当たり9,000円 をかけた額を比較していずれか少ない額の2/3以内(限度 額:18万円) (2)建替 建替費と、建替するブロック塀などの長さに1m当たり 58,400円をかけた額を比較して少ない額の2/3以内	983-2644
	昭和56年5月31日以前に建築(着工)された既存木造住宅の1階部分へ設置するものあって、専ら居住の用に供しているもの。また、三島市木造住宅耐震補強助成事業を実施していない住宅	住宅政策課
耐震シェルター及び防災ベッド整備事業	(1) 耐震シェルター 設置に要する経費(購入、運搬、設置及び設置に係る床下工事(補強工事)に要する経費)の3分の2以内の額とし、200,000円を限度とする。 (2) 防災ベッド 設置に要する経費(購入、運搬及び設置に要する経費)の3分の2以内の額とし、200,000円を限度とする。	983-2644
民間建築物吹付け	吹付けアスベスト・吹付けロックウールが施工されている建築物	住宅政策課
アスベスト含有調査 者派遣事業	建築物石綿含有建材調査者を無料で派遣して含有調査を実 施	983-2644
民間建築物吹付け	吹付けアスベスト等の除去・囲い込み・封じ込め等の飛散対策 工事	住宅政策課
アスベスト除去等事業	吹付けアスベスト除去等工事にかかる事業費の 2/3 (限度額:120 万円/敷地) 補助金については事前にご相談ください。	983-2644
特定建築物耐震補 強助成事業	<ul> <li>・昭和56年5月31日以前に建築(着工)された建築物</li> <li>・災害時に重要な機能を果たす建築物又は災害時に多数の者に危険が及ぶ恐れのある建築物</li> <li>・敷地面積が500㎡以上</li> <li>・床面積1,000㎡以上(幼稚園等は500㎡以上)で原則として地上3階以上の耐火又は準耐火建築物</li> <li>・特定行政庁の勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたもの</li> </ul>	住宅政策課
	耐震改修に要する経費(免震工法 83,800 円/㎡上限、その他工法 51,200 円/㎡上限)の 23%の 2/3 以内(限度額 1,500 万円/棟)	983-2644
	補助金については事前にご相談ください。	

がけ地近接等危険 住宅移転事業	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 (1)静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 (2)静岡県建築基準条例第10条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和29年3月31日以前に建てられたもの (3)県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 (4)上記(1)、(2)、(3)の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅	住宅政策課
	補助額については事前にご相談ください。	983-2644
緊急輸送道路沿道		住宅政策課
建築物耐震補強助 成事業	耐震改修に要する経費(免震工法83,800円/㎡上限、その他工法51,200円/㎡上限)の23%の2/3以内(限度額 1,500万円/棟)	983-2644
	補助金については事前にご相談ください。	
感震ブレーカー設	<ul><li>・自ら所有し、又は居住する三島市内の住宅に感震ブレーカーを設置する者※賃貸住宅にあっては、当該住宅の居住者に限る。</li><li>・三島市内に新築する一戸建ての住宅に設置する者</li></ul>	危機管理課
置事業費補助金	(1)感震ブレーカーの購入及び設置工事に要する経費の 2/3 以内(限度額2万5千円) (2)新築する住宅に設置する場合 1万円	983-2751
<b>⑨被災者支援</b>		
被災者住宅再建支 援事業	19 ページ掲載の被災者住宅再建支援事業と同じ	福祉総務課 983-2610
被災者生活再建支援制度	19 ページ掲載の被災者生活再建支援制度と同じ	福祉総務課 983-2610
被災者自立生活再 建支援事業	19 ページ掲載の被災者自立生活再建支援事業と同じ	福祉総務課
	ı	000 2010

# 富士宮市の制度



制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0544)
①新築・購入		
富士ヒノキの家・宮ク	木材総使用量の 20%以上の富士ヒノキを使用した新築住宅を 対象に、宮クーポンを交付する	農業政策課
ーポン事業	一般世帯/25 万円、子育て世帯/30 万円、三世代同居世帯/35 万円分の宮クーポンを交付 更に森林認証材を使用した場合はそれぞれに 5 万円分を加算	22-1153
②リフォーム		
	市内に住宅を所有かつ現に居住しており、30万円以上(税込み)の住宅リフォーム工事(施行は市内事業者のみ)をされた方	商工振興課
住宅リフォーム(一般・子育て・三世代同居)宮クーポン事業	かつ未就学児童がいる世帯または妊婦がいる世帯の場合。15万円分の宮クーポンを交付三世代同居:住宅リフォーム工事金額30万円以上(税込み)、かつ三世代が新たに同居するためのリフォームの場合。20万円分の宮クーポンを交付	22-1295
③空き家、移住・気	<b>E住</b>	
	居住を目的に住宅を取得(新築又は購入)又は移住定住推進団体を介して空家住宅(一戸建てに限る)を賃借し、夫婦のいずれかが40歳以下(申請時)で世帯員全員が静岡県外(転入日の前日まで1年以上静岡県外に居住していた)から富士宮市に転入した若者世帯 ※詳細な補助要件はお問い合わせください。	企画戦略課
移住定住奨励金	【住宅を取得した場合】 首都圏からの移住 夫婦のいずれかが 29 歳以下の場合 160 万円 夫婦のいずれかが 34 歳以下の場合 100 万円 夫婦のいずれかが 40 歳以下の場合 80 万円 県外からの移住 夫婦のいずれかが 29 歳以下の場合 80 万円 夫婦のいずれかが 34 歳以下の場合 50 万円 夫婦のいずれかが 40 歳以下の場合 40 万円 【移住定住推進団体を介して空家住宅を賃借した場合】 首都圏からの移住 夫婦のいずれかが 29 歳以下の場合 110 万円 夫婦のいずれかが 29 歳以下の場合 70 万円 夫婦のいずれかが 34 歳以下の場合 50 万円	22-1215

I	七月のい光によぶ 00 告N Tの41人	
	夫婦のいずれかが 29 歳以下の場合 60 万円   夫婦のいずれかが 34 歳以下の場合 30 万円	
	夫婦のいずれかが 40 歳以下の場合 20 万円	
	• Long total store >	
	<加算額>  ・子ども(中学生以下)1人につき 10 万円(上限 30 万円)	
	・移住定住推進団体を介して移住した場合 10万円	
	※首都圏・・・東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の1都3県	
	  「移住定住奨励金 対象者の内、年齢に限らず、首都圏(東京	
	都、神奈川県、千葉県、埼玉県の1都3県)からの移住世帯で、	
移住者首都圈通勤	東海道新幹線「新富士駅」から首都圏(東京都、神奈川県、千	企画戦略課
支援助成金	葉県、埼玉県の1都3県)に通勤し、同駅周辺の駐車場を月極	
	で賃借している方 ※詳細な補助要件はお問い合わせください。	
	年度内に支払う駐車場使用料の額(上限 10 万円)	22-1215
	・空家等、特定空家等又は不良空家の除却工事を行う方	
	・空家等は、除却後の跡地を地域活性化のために利用するもの	建築住宅課
補助金	除去工事費と基準額を比較し、少ない額の 4/5(限度額 50 万円)	22-1163
	円)	
 	市外からの移住者で、市内の空家を購入または賃貸し、10年  以上継続して居住することを確約できる方に対して、その空家	建築住宅課
助金	の改修に要する費用の一部に補助します。	在来压气体
7	補助対象改修工事費の2/3(限度額 100 万円)	22-1163
④設備の充実		
	富士宮市に居住する住宅又は居住を予定する住宅にゼロカー	
	ボン推進設備等を導入する場合に、導入費の一部を補助しま	環境企画課
	す。	
	・住宅用太陽光発電システム:1kw当たり2万円(上限 19 万 9  千円)	
50 5 50 10 50 ±0	・完成田㈱料(東洲(アウファール)・ト限期 10 万田	
ゼロカーボン推進設	・定置用リチウムイオン蓄電池:上限額 10 万円	
備等導入費補助事  業	・ビークル・トゥ・ホーム・システム:上限額5万円	
<b></b>	・クリーンエネルギー自動車:上限額5万円	22-1131
	・HEMS:上限額1万円  ・ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス):上限額 30 万円	
	受付期間:令和7年4月1日~令和8年1月30日	
	(ただし、予算額に達し次第終了)	
	※その他詳細等については、市HPにてご確認ください。	
	・市内の公共下水道認可区域以外または上長貫農業集落排	
	水処理施設の処理区域以外の区域、若しくは公共下水道 認可区域であって一定期間下水道の整備が見込まれない	下水道課
	区域(詳細は下水道課にて)において、処理対象人員 10	一八色脉
浄化槽設置整備事 業	人以下の生活の本拠とする住宅に設置する者	
	新設(住宅の新築など建築確認を伴うもの)、合併浄化槽の	
	5 人槽 33 万 2000 円、 6 人槽~ 7 人槽 41 万 4000 円 8 人槽~10 人槽 54 万 8000 円	
	設置替え (建築確認を伴わないもの)	22-1173
	既設の単独処理浄化槽及び汲み取りから合併浄化槽に切り	
	替えて設置する場合	
	5 人槽 60 万円、 6 人槽~ 7 人槽 69 万 5000 円 8 人槽~10 人槽 91 万 6000 円	
İ	O 八作 ~ 10 八作 91 /J 0000 円	

(5)新婚・子育で 利用の条件 ①申請の日の属する年度の前年度の1月1日以後に婚姻届を受理された、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下かつ夫婦の前年の所得の合計額が500万円未満の世帯。②夫婦がいずれも補助金の交付を受けた日から1年を超えて市内に定住する意思があること。③夫婦が他の同種の補助を受けていないこと。※その他、申請にあたっては諸条件があります。補助対象婚姻に伴う住宅取得費用または住宅改修費用、住宅賃借費用、引越費用。(新規の住宅購入費、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕・増築・改築等の費用のうち工事業者に支払った費用、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引越業等・①婚姻日における年齢がいずれも満34歳以下の世帯:上限60万円。②上記以外の世帯:上限30万円
①婚姻日における年齢がいずれも満 34 歳以下の世帯 : 上限 60 万円 ②上記以外の世帯: 上限 30 万円 ⑥高齢者、障害のある方 介護保険の住宅改 16 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
介護保険の住宅改 16ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ 高齢介護支援課
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1
修 22-1141
下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)の方で、身体障害者手帳の存付を受けた肢体不自由障がいの等級が3級以上の方(特殊) でおいたで、事業 (世界への取替えば、上肢2級以上の方)、視覚障害2級以上の方又は同程度の障がいを有する難病患者等
用具の購入費及び改修工事費(限度額 20万円) 22-1145
⑦住宅に困窮する方
住居確保給付金       17 ページ掲載の住居確保給付金と同じ       福祉総合相談課 22-1561
⑧災害対策
わが家の専門家診 断事業18 ページ掲載のわが家の専門家診断事業と同じ建築住宅課 22-1229
非木造住宅及び建 集物の耐震診断事
業 1棟ごとに、事業に要する経費と市が定める基準額とを比較し、 いずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 240 万円) 22-1229
木造住宅の耐震改 修事業(補強計画 一体型) 18ページ掲載の木造住宅の耐震改修事業(補強計画一体型) 建築住宅課 22-1229
昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された木造住宅で、耐震診断結果の耐震評点が 1.0 未満のもの又は建築士・静岡県耐震診断補強相談士が倒壊の危険性があると判断したものの建替工事又は除却工事
1戸ごとに事業に要する経費の23/100(限度額30万円) 22-1229

ブロック塀等の安全確保事業	【除却事業】 道路又は避難路沿い ブロック塀等の除却に要する経費と、塀等の長さ1mにつき 9200 円を乗じた額を比較していずれか少ない額の 3/4 以内 (限度額 20 万円) 緊急輸送路又は避難地沿い ブロック塀等の除却に要する経費と、塀等の長さ1mにつき 9200 円を乗じた額を比較していずれか少ない額の 9/10 以 内(限度額 30 万円) 【建替え事業(除却+設置)】 避難路又は避難地沿い	建築住宅課
	<ul> <li>○除却</li> <li>ブロック塀等の撤去に要する経費と、塀等の長さ1mにつき9200 円を乗じた額を比較していずれか少ない額の3/4以内(限度額20万円)</li> <li>○フェンス等設置</li> <li>フェンス等の設置に要する経費と、フェンス等の長さ1mにつき3万8400円を乗じた額を比較していずれか少ない額の1/3以内(限度額16.6万円)</li> <li>○生垣設置</li> <li>生垣の設置に要する経費と、生垣の長さ1mにつき3万8400円を乗じた額を比較していずれか少ない額の2/3以内(限度額33.3万円)</li> </ul>	22-1229
	道路に沿って新たに生垣を設置する事業	建築住宅課
生垣設置事業	事業に要する経費と、生垣の長さに 1mにつき3万 8400 円を乗 じた額を比較していずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 16.6 万 円)	22-1229
	住宅用地の周囲で公園及び避難地に沿って新たに生垣を設 置する事業	建築住宅課
生垣づくり事業	事業に要する経費と、生垣の長さに1mにつき3万 8400 円を乗じた額を比較していずれか少ない額の 1/2 以内(限度額 10 万円)	22-1229
民間建築物吹付け		建築住宅課
アスベスト対策事業	<ul><li>(1)含有調査 アスベスト含有調査にかかる事業費の 10/10 以内(限度額 25 万円/棟)</li><li>(2)除去等 アスベスト除去等にかかる事業費の 2/3 以内(限度額 60 万円/敷地)</li></ul>	22-1229
がけ地近接危険住 宅移転事業	次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告を行ったもの(1)静岡県建築基準条例第3条の規定により県知事が指定した災害危険区域(2)静岡県建築基準条例第10条の規定により建築を制限している区域	建築住宅課

	(3) 土砂災害防止法第9条の規定に基づき県知事が指定した 土砂災害特別警戒区域	
	建物除去費補助 97 万 5000 円(除却費用に対する一部補助) 敷地造成費補助 60 万 8000 円(借入金利子に対する一部補助) 建物建設費補助 465 万円( " ) 土地取得費補助 206 万円( " )	22-1229
感震ブレーカー設 置事業	補助の対象となる者は、市内に住宅を所有し、又は居住している個人で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、賃貸住宅にあっては、当該住宅の居住者に限る。 (1)分電盤タイプ(内蔵型)を既存の分電盤に替えて設置しようとする者 (2)分電盤タイプ(後付型)を既存の分電盤に設置しようとする者	危機管理局
	感震ブレーカーの購入及び設置工事に要する経費の 2/3 以内 (限度額2万5千円)	22-1319

## 伊東市の制度



制度夕称	制度概要	問い合わせ
制度名称	補助額等	電話番号 (0557)
① 新築・購入		
木造住宅建替助成事業	・現在居住する住宅(昭和56年5月31日以前に建築したもの)を解体し、同一敷地等に木造軸組住宅を新築し、その住宅に居住すること ・新築工事額(解体を除いた工事額)が、500万円以上(消費税抜)で、助成対象工事として決定を受けた後、指定期限内に完了する工事・助成の対象となる新築住宅の所有者で市税等完納者・施工業者は、市内に本社又は本店が登記されている法人及び本市に納税申告している個人事業者で、3年以上の営業実績をもち、市税等を完納している業者	産業課
	工事額(消費税抜)が、500万円以上700万円未満の場合は、工事費(消費税抜)の10%、700万円以上の場合は、70万円を助成	32-1734
②リフォーム		
住宅リフォーム振興助成金	・伊東市民で、現に市内に居住している方 ・リフォームする住宅の所有者の方で市税等完納者 ・対象となる工事は、リフォーム工事費が10万円以上(消費税 抜)で助成対象工事として認定を受けた後に着工し、指定期限 内に完了する工事 ・施工業者は、市内に本社又は本店が登記されている法人及び 本市に納税申告している個人事業者で、市税等を完納している 業者	産業課
	工事費(消費税抜)が、10万円以上100万円未満の場合は、 工事費(消費税抜)の10%、100万円以上の場合は、10万円 を助成	32-1734
改修支援事業補助金	<ul> <li>(補助対象者)</li> <li>・転入した日の前日まで5年以上継続して本市の住民基本台帳に記録されていない方</li> <li>・令和6年4月1日以降に本市の住民基本台帳に記録された移住者のうち、移住後1年未満の方(第10条に規定する完了報告書提出時までに本市の住民基本台帳に記録された者を含む。</li> <li>・伊東市暴力団排除条例(平成24年伊東市条例第19号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではない方</li> <li>・移住する直前に住所を有していた市区町村において、直近の1年度に市区町村税を滞納していない方</li> <li>(補助対象事業等)</li> <li>・自己の居住のために市内の住宅を取得し、改修等を行うもので</li> </ul>	

	あること。(補助金の交付は、1戸に対して1回を限度。) ・住宅の改修に要する経費のうち、水道、ガス、電気設備、台所、トイレ、風呂、内装、外装、屋根の改修費、改築、増築及び減築等の工事又は修繕に要する経費等の総額が100万円以上(消費税及び地方消費税を除く。)であること。 ・居住の用に供する箇所の改修であること。 ・国、県その他地方公共団体等から本事業に類する補助その他の助成を受けていないものであること。	
	補助金額 15 万円	32-1062
	住宅に新エネルギー若しくは省エネルギー機器を設置又は自家 用電気自動車を新規購入する方、補助対象機器が設置されて いる建て売り住宅を購入する方	環境課
一及び省エネルギ 一機器導入支援事 業補助金	太陽光発電システム(4万円) 家庭用燃料電池システム(エネファーム)(4万円) リチウムイオン蓄電池システム(5万円) 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)(1万円) 電気自動車(5万円)	32-1374
净化槽設置費補助	市の住民基本台帳に記載されており、規定する区域で単独処理 浄化槽を合併処理浄化槽に切替設置する方 ※ただし、利用される方の状況により補助の対象とならない場合 がありますので、詳細はお問い合わせください。	下水道課
金	浄化槽設置工事 5人槽:25 万円~41 万4千円 6~7人槽:30 万円~51 万6千円 8~10 人槽:40 万円~68 万4千円 宅内配管工事 10 万円	32-1821
⑥高齢者、障害のな	ある方	
	(P16 参照)	高齢者福祉 課
介護保険の住宅改 修 	原則として対象経費の9/10(限度額 18 万円) ただし、一定以上の所得のある人は対象経費の8/10(限度額 16 万円)、特に所得が高い人は対象経費の7/10(限度額 14 万円)	
日常生活用具給付 事業	(P17 参照)	社会福祉課 32-1533
⑦住宅に困窮するス		
住居確保給付金	(P17 参照)	福祉事務所 32-1536
⑧災害対策		
わが家の専門家診 断事業	(P18 参照)	建築住宅課 32-1763
既存建築物耐震性	昭和 56 年5月 31 日以前に建築及び工事中であった木造住宅 以外の既存建築物の所有者等が行う耐震診断	建築住宅課
向上事業	1棟ごとに当該事業に要する経費と別に定める基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内(限度額 200 万円)	32-1763
木造住宅耐震改修	(P18 参照)	建築住宅課
助成事業 (補強工事)	1棟ごとに、当該事業に要する補強工事費(補強計画作成費を除く。)と 100 万円 (65 歳以上の者のみが居住する住宅等にあっては 120 万円)を比較し、いずれか少ない額	32-1763

木诰住字耐雲改修	昭和 56 年5月 31 日以前に建築及び工事中であった既存木造 住宅で、評点が1. 0未満のものの除却工事	建築住宅課
助成事業(除却補強工事)	除却工事費の23%と83万8000円を比較し、いずれか少ない額	32-1763
	(P18 参照)	建築住宅課
ブロック塀等除去改良事業	(除却工事) 工事費と塀の長さ1mにつき9000円を乗じて得た額を比較して、 いずれか少ない額の1/2以内(限度額10万円) (改良工事) 工事費と塀の長さ1mにつき3万8400円を乗じて得た額を比較 して、いずれか少ない額の1/2以内(限度額16万円)	32-1763
がけ地近接危険住 宅移転事業	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 (1)静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域に建っている住宅 (2)静岡県建築基準条例第10条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和29年3月31日以前に建てられたもの (3)県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅(4)上記(1)、(2)、(3)の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅	建築住宅課
	建物除去費補助 97 万 5000 円(除去費用の一部補助) 敷地造成費補助 60 万 8000 円(借入金利子の一部補助) 建物建設費補助 465 万円( " ) 土地取得費補助 206 万円( " )	32-1763
耐震シェルター設 置事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果、評点 1.0 未満であったもので、65 歳以上の方のみで居住する世帯	
	補助対象経費の1/2以内とし、1 棟あたり 20 万円を限度とする	32-1763
防災ベッド設置事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築(着工)された木造住宅で、耐震診断の結果、評点 1.0 未満であったもの	建築住宅課
	補助対象経費の1/2以内とし、1 棟あたり 15 万円を限度とする 65 歳以上の方のみの世帯は、1 棟あたり 25 万円を限度とする	32-1763

# 富士市の制度

如本存私	制度概要	問い合わせ
制度名称	補助額等	電話番号 (0545)
①新築・購入		
富士地域材使用住宅取得費補助金		富士市地域材 利用推進協議 会 35-5339 林政課 55-2783
②リフォーム		
市民ゼロカーボンチャレンジ補助金(LED 照	既存住宅の LED 以外の照明機器を LED に改修し、改修する LED は、タイマー、明るさセンサ、人感センサのいずれかにより調光制御する機能を有すること。	環境総務課
明への改修)	補助対象経費の2分の1(上限13万円)。国費を財源とする 補助金の併用は不可。	55-2901
市民ゼロカーボンチャレンジ補助金(高効率	☆土 田 バッルロロ目 4 000/ DL   WU/+~4 ファー	環境総務課
給湯器への改修)	エネファームは補助対象経費の2分の1(上限55万円)、エコキュート及びハイブリッド給湯器は補助対象経費の2分の1(上限23万円)。国費を財源とする補助金の併用は不可。	
富士地域材使用住宅取得費補助金	・自ら居住するために、富士市内で仕上げ材として「富士地域材」を10㎡以上使用したリフォームを行うこと。 ・富士市内に事業所を有する建築士、大工、工務店などによって施工されたものであること。 補助額 富士地域材の使用面積が1㎡あたり3,500円	利用推進協議
	(上限 140,000 円)	55 - 2783
③空き家、移住・定任	È	
空き家リフォーム支援	・富士市空き家バンクに登録されている空き家の賃貸人、賃借人、売却者、購入者であること。 ・水道・ガス・電気設備の改修工事、台所・トイレ・風呂の改修工事、内装・外装・屋根の改修工事のいずれかを行うこと。	住宅政策課
補助金交付制度	<ul><li>(1)基本額 工事費等の 1/2 上限 80 万円</li><li>(2)加算額(市外から転入の者)20 万円、(仲介手数料)5万円補助金額は(1)+(2)(上限 100 万円)</li></ul>	55-2814

	・空き家を住宅以外に利活用するための改修工事等であること	
	と。(地域の活性化を目的とした以下のいずれかの施設)  (1)地域活性化施設(地域交流、子育て・健康福祉支援、文化	
-  空き家利活用支援補		住宅政策課
助金交付制度	(2)地域活性化提案施設 上記以外で市が認めたもの	
35 亚人门间久	・概ね1年以上空き家である一戸建て住宅であること。	
	・工事完了後、5年間事業を継続すること。	
	工事費の 2/3((2)の場合は 1/2) 上限 100 万円	55 - 2814
	テレワークの実施を機に県外から富士市へ転入した被雇用	移住定住推進
	人又は個人事業主の方	室
	住宅取得費、住宅賃借費(2か月分)、引越費用、通勤費用	55-2930
助金)	(2か月分)など 上限 50 万円	
	過去、連続して3年以上富士市に居住経験がある、6歳未満  の子または妊婦がいる子育て世帯で、令和6年4月1日以降	
  子育て世帯 U ターン		
支援補助金	た方	<u> </u>
人顶而约亚	住宅を賃貸する際の敷金、礼金、及び仲介手数料、引越費	55 0000
	用、上限 50 万円	55 - 2930
④設備の充実		
	市内住宅において自己所有の太陽光発電システムを導入す	
市民ゼロカーボンチャ		環境総務課
レンジ補助金	費し、かつ固定価格買取制度(FIT)の認定を取得しないこ	
(自己所有による太陽		
光発電設備の導入)	導入容量 1kW あたり 73,000 円(上限 729,000 円)。 国費を財源 トナス 補助 への併用は 不可	55 - 2901
市民ゼロカーボンチャ	源とする補助金の併用は不可。  市内住宅において、(一財)ベターリビングの認定を受けた強	
	制循環型太陽熱利用システムを導入すること。	環境総務課
/	補助対象経費の2分の1(上限23万円)。国費を財源とする	55 0001
テムの導入)	補助金の併用は不可。	55 - 2901
	市内にお住まいの方または、市内に事業所・店舗等をお持ち	
	の方で道路と敷地の境界部(5m以内、駐車スペースの奥側	みどりの課
緑のいえなみ整備事		
業補助金制度	や、「シンボルツリーと低木」を新たに植える場合	
	植樹に要した経費、又は別に定める標準工事費のいずれか	55 - 2793
	低い額の3分の2(千円未満切捨て) 上限 10 万円	
	・市内の敷地面積が 1000 ㎡未満の住宅(併用住宅及び共同   住宅を含む)に雨水浸透・貯留施設を設置する方	
	任宅を含む)に附小反透・灯笛旭畝を設直する方  ・雨水浸透施設の設置対象区域は、急傾斜地崩壊危険区	河川課
	斌 砂防地会地及び注面の安定性を掲からおそれのある区	
雨水浸透施設・雨水	はな除く また あまの温添効果が且込める担所でなること	
貯留施設設置費補助	雨水浸透施設の内、A型は1基につき、限度額 10 万円	
金制度	B型は1基につき、限度額 5 万円	
	(建築面積に応じて補助金対象基数に制限有り。)	55 - 2834
	雨水貯留施設は、住宅1棟につき1基。容量 200 リットル以上	
	のものとする。 限度額3万円  公共下水道予定処理区域外及び公共下水道予定処理区域	
	公共下水垣丁足処壁区域外及い公共下水垣丁足処壁区域  内において、市長が必要と認める区域に自ら居住する個人	生活排水对雨
\\ \( \lambda \)	の仕字へ海ル捕を設置する古	課
净化槽設置費補助金	5人槽 33.2 万円~、7人槽 41.4 万円~、10 人槽 54.8 万円	<b></b>
制度	$\sim$	67-2050
	(建築行為を伴わず、単独浄化槽又はくみ取り便槽から設置	67 - 2850
	換えする場合は、補助金額の上乗せ有り。)	

⑤新婚・子育て		
多世代同居·近居支援奨励金	イ 65 歳以上の者」と「その子」 ウ 「65 歳以上の者」と「その孫」 (2)奨励金受領後、多世代同居・近居の状態を10年以上継続すること。	住宅政策課
	住宅の取得または改修に係る経費の2分の1(上限30万円)	55 - 2814
「はぐくむ FUJI」結婚 新生活支援補助金	・申請日の属する年度の前年度の1月1日以後に結婚又はパートナーシップ宣誓し、婚姻日又はパートナーシップ宣誓制度の宣誓日における夫婦等のいずれかの年齢が39歳以下の世帯。前年度の所得制限なし(富士市独自の拡充)・夫婦等がいずれも補助金の交付を受けた日から1年を超えて市内に定住する意思があることなど	福祉総務課
	申請日の属する年度の4月1日から申請日までに結婚等を機に支払った住宅取得費用、住宅改修費用、住宅賃借費用、引越し費用 (1)夫婦等の年齢がともに29歳以下の世帯上限60万円 (2)市外から転入した方が婚姻等をした世帯上限50万円 ※どちらか一方の転入でも可 (3)市内に居住する方同士で婚姻等をした世帯上限35万円 (4)夫婦等のいずれかの年齢が39歳以下の世帯上限20万円	55-2757
⑥高齢者、障害のある	5方	
介護保険の住宅改修	16ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ	介護保険課 55-2766
日常生活用具給付等 事業	・ 障害者の移動寺を円屑にする用具で、設直に小規模な住 宅改修を伴うもの。ただし、新築または増築工事は除く。	障害福祉課
	(1)市民税課税世帯:工事費用の9割(基準額 20 万円) (2)市民税非課税世帯、生活保護受給世帯:工事費用の全額 (基準額 20 万円)	55-2911
多世代同居·近居支援奨励金(再掲)	多世代で新たに同居・近居するための住宅取得またはリフォーム工事をする者。(下記の(1)、(2)のいずれも満たす者) (1)次のア〜ウのいずれかの組み合わせを新たに満たすように同居・近居すること。	住宅政策課

⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	17 ページ掲載の住居確保給付金と同じ	富士市ユニバ ーサル就労支 援センター 64-6969
⑧災害対策		建築土地対策
わが家の専門家診断	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅	課
事業	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断 を実施	55-2791
	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された木造住宅及び同日に おいて工事中であった木造住宅で、耐震診断の結果耐震評	建築土地対策
	点が 1.0 未満のものを 1.0 以上とする補強工事(ただし耐震評	課
不宣任名耐震補强事  業	点を 0.3 以上上げるものに限る) 補強計画一体型(補強計画+補強工事)※対象経費の 8割以	
	内	55-2791
	(1)一般世帯   限度額 100 万円 (2)高齢者世帯等  限度額 120 万円	33 2.31
	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅及び同日に	建築土地対策
耐震シェルター及び	おいて工事中であった木造住宅で、耐震診断の結果耐震評 点が 1.0 未満のもの	課
防災ベッド設置事業	耐震シェルター 上限 12 万5千円(費用の 1/2 以内) 防災ベッド 上限 10 万円(費用の 1/2 以内)	55-2791
	・撤去事業① 通学路・避難路等沿いの高さが60 cmを超える	
	ブロック塀等の撤去 ・撤去事業② 上記以外の道路沿いの高さが 60 cmを超える	建築土地対策
	ブロック塀等の撤去 ・改善事業③ 通学路・避難路等沿いのブロック塀等の改善	課
	(1)撤去事業① 近手路・近無路等品 (1)撤去事業① 工事費と塀の長さ1mにつき2万円を乗じて	
ブロック塀等耐震改修 促進事業	得た額とで少ない額の 2/3 以内(限度額	
	26.6 万円/敷地) (2)撤去事業② 工事費と塀の長さ1mにつき 9200 円を乗じ	
	て得た額とで少ない額の 1/2 以内(限度額	55-2791
	10 万円/敷地) (3)改善事業③ 工事費と塀の長さ1mにつき3万 8400 円を	
	乗じて得た額とで少ない額の 2/3 以内(限	
	度額 33.3 万円/敷地) (1)含有調査 施工されている吹付け建材について、アスベ	
	( ) [ ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	建築土地対策
  民間建築物吹付けア	(2)除去等工事 吹付けアスベスト除去・囲い込み・封じ込め 等の飛散対策工事	課
スベスト対策事業	(1)含有調査に要する費用の全額を補助	
	(限度額は 25 万円/棟) (2)アスベスト除去等工事にかかる事業費の 2/3	55-2791
	(尽民 库安万·60 下 円 /重佐+地)	
既存建築物耐震性向 上事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された建築物又は同日において工事中であった建築物の補強計画・耐震診断(木造住	建築土地対策
	宅以外)	課
	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別に定める基準額とを	
	比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内(診断は上限 300 万円)	55 - 2791

がけ地近接危険住宅 移転事業	に災害危険区域 (2)静岡県建築基準条例第 10 条の規定により建築を制限している区域 (3)土砂法第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域	建築土地対策 課
	建物除去費補助 97 万5千円(除却費用に対する一部補助) 敷地造成費補助 60 万8千円(借入金利子に対する一部補助) 建物建設費補助 465 万円 ( " ) 土地取得費補助 206 万円 ( " )	55-2791
家具固定推進事業	<ul> <li>・事業の対象世帯は、市内に住所を有し、自ら固定作業をすることが困難な世帯であり、以下のいずれかに該当する世帯とする。</li> <li>(1)満65歳以上の方のみで構成された世帯</li> <li>(2)以下の障害等のある方を含む世帯身体障害者手帳1、2級(内部障害について腎臓機能障害と呼吸機能障害の方のみ対象)の交付を受けている方・療育手帳の交付を受けている方・療育手帳の交付を受けている方・介護保険法による要介護3,4,5に認定されている方</li> </ul>	防災危機管理
	1世帯4点まで たんす、食器棚、冷蔵庫、テレビ等の大型家具や電化製品 ※固定器具の取付け手数料は無料、固定器具代は自己負担	55-2715
浸水住宅改良及び災 害復興住宅建設等貸 付金利子補給制度	住宅の建設、購入、修繕を行り方、及の災害により損害を受けた住宅の修繕を行う方(経費 10 万円未満は除く。)	住宅政策課
	<ul><li>(1)浸水住宅改良:金融機関が定める利率で5年以内利子補給</li><li>(2)建設、購入、修繕:融資実行日から5年間は住宅金融支援機構の災害復興住宅融資金利以内、6年目から10年目以内はその1/2以内の利子補給</li></ul>	55-2814
<ul><li>⑨被災者支援</li><li>浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金利子補給制度</li><li>(再掲)</li></ul>	上記と同じ	住宅政策課 55-2814

# 御殿場市の制度



制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0550)
③空き家、移住・気	を住	
	市の空き家バンクに登録されている空き家を購入した、移住者 (本市に1年以上住んでおらず、購入した空き家に5年以上居 住する者)又は持ち家の無い者(居宅、共同住宅等を所有して いない者)が行う空き家に係る工事	建築住宅課
空き家活用改修等 補助事業	(1) 移住者※ 空き家の改修及び改築等のための除却に係る工事 最大 50 万円 (2) 持ち家の無い者 空き家の改修に係る工事 最大 50 万円 ※中学生未満の子がいる他市からの移住世帯は 30 万円の 上乗せあり	82-4229
  不良住宅除却  補助事業	構造又は設備が著しく不良であるため、居住することが不適当 と判定された居宅の除却に係る工事	建築住宅課
111573 1. 710	最大 30 万円	82-4229
④設備の充実		
	市内の既存住宅に補助対象機器を設置し、当該住宅に自ら居 住する方	環境課
家庭用地域脱炭素 移行促進設備等導 入支援事業補助金	(1)太陽光発電システム(10kW 未満)5万円 (2)リチウムイオン蓄電池システム 5万円 ※対象設備の導入条件を満たすと補助金とは別にデジタル地 域通貨が付与されます。	83-1603
生け垣設置奨励金	・住宅地の道路に面した箇所に設置するもので、3m以上道路に面して生垣をつくる方 ・樹木は植栽後の高さが90cm以上あり、延長1m当たり2本以上植え込み、支柱に結束すること・玉物及び低木類を使用した場合には、植栽後の高さが40cm以上であり、1m当たり2本以上2列に植え込むこと・高さが50cm以上のブロック塀等との併設でないこと・道路後退線又は道路予定線から住居地側に設置すること・道路拡幅等により、生垣補償されていないこと等※事前着工した場合は、対象になりません※現場によっては、申請後に対象外になる場合があります条件に該当するか不明な場合は事前にご相談ください	公園緑地課
	延長1m当たり3,000円(限度額6万円)	82-4226

浄化槽設置事業 補助金	原則として、公共下水道事業認可区域以外及び公設浄化槽整備事業特定地域以外の地域において、専用住宅に合併処理浄化槽を新設、又は建築確認を伴わない汲み取り便槽・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えする方※御殿場市浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき、対象外になる場合があります	下水道課
	5人槽9(33)万円、7人槽 10.8(41.4)万円、10 人槽 13.2(54.6)万円()内は汲み取り便槽、又は単独浄化槽から設置替えの場合	82-4223
⑥高齢者、障害の		
介護保険の住宅改		長寿福祉課
修	16 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ	82-4134
日常生活用具 給付等事業 (住宅改修費)	・下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であって、障害等級3級以上の者(ただし特殊便器への取替えは、上肢障害2級以上の者)又は視覚障害2級以上の者。難病患者等にあたっては、下肢又は体幹機能に障害がある者。 ・障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	社会福祉課
	用具の購入費及び改修工事費(限度額 20 万円)	82-4238
身体障害者等住宅 改造費助成事業	<ul><li>・市内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている方</li><li>・前年度分の世帯の生計中心者の合計所得金額が234万円を超えない世帯</li><li>・身体障害者手帳の交付を受けた下肢機能障害者、体幹機能障害者又は視覚障害者で、障害程度が1から5級の方</li></ul>	社会福祉課
	限度額:生活保護受給者又は生計中心者の市民税非課税(1・ 2級は30万円、3~5級:20万円)生計中心者の 市民税課税(1・2級は27万円、3~5級は18万円)	82-4238
	・市内に住所を有し、住民登録のある世帯 (1)テレビ、冷蔵庫、タンス、本棚、食器棚等で転倒することにより生命の危険又は身体に障害を及ぼす可能性のある家具5台まで固定 (2)申請者負担額	危機管理課
家庭内家具等転倒防止推進事業	1台固定 2,100 円(高齢者世帯等 630 円)	82-4370
⑦住宅に困窮する:	方	
住居確保給付金	17 ページ記載の住宅確保給付金と同じ	社会福祉課 82-4239
⑧災害対策		
わが家の専門家	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅及び同日において工事中であった既存木造住宅	建築住宅課
診断事業	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断 を実施	82-4224

木造住宅耐震補強 助成事業 (補強計画一体型)	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満のもので、補強計画の策定と耐震補強工事を一体的に行い、補強後の評点が1.0以上となる工事(ただし評点が0.3以上上がるものに限る)	建築住宅課
	(1)1棟ごとに工事に要する経費の 8/10 と 100 万円とを比較して いずれか少ない額 (2)高齢者等が居住する住宅にあっては、20 万円を限度として 加算	82-4224
	緊急避難路、避難路、通学路、避難地に面するブロック塀等の除却又は建替え ※道路の地盤面からの高さが60cmを超える危険なブロック塀等が対象(私道に面するブロック塀等は対象外)	建築住宅課
ブロック塀等耐震改修促進事業	(1)除却事業 1敷地ごとに、当該事業に要する経費(既存ブロック塀の除 却)と基準額とを比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内の 額とし、26 万 6,000 円を限度とする。 (基準額:ブロック塀等の長さ1mにつき 20,000 円) (2)建替え事業 1敷地ごとに、当該事業に要する経費(既存ブロック塀の除却 から新設のフェンスの設置まで)と基準額とを比較して、いず れか少ない額の 2/3 以内の額とし、43 万 2,000 円を限度と する。 (基準額:ブロック塀等の長さ1mにつき 58,400 円)	82-4224
	昭和56年5月31日以前に建築された既存建築物及び同日において工事中であった既存建築物(既存木造住宅を除く)	建築住宅課
事業	1棟ごとに、耐震診断に要する経費と別に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内の額	82-4224
木造住宅除却助成	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点 1.0 未満のものを、建替えをするために除却工事を実施する場合	建築住宅課
事業	1棟ごとに、除却工事を行うために要する経費の 23%以内の額 とし、30 万円を限度とする	82-4224
がけ地近接等危険住宅移転事業	次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告等を行ったもの(1)静岡県建築基準条例第3条の規定により県知事が指定した災害危険区域(2)静岡県建築基準条例第10条の規定により建築を制限している区域(3)土砂法第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域	建築住宅課
	建物除去費補助 97 万 5,000 円(※1) 移転先の敷地造成費補助 60 万 8,000 円(※2) 建物建設費補助 465 万円(※2) 移転先の土地取得費補助 206 万円(※2) ※1 除却費用に対する限度額 ※2 金融機関から資金を借り入れた場合における借入金利 子(年利 8.5%を限度)に対する限度額	82-4224

	四年50年5日の1日以去)では佐としよくのフィッコロンスと	
	・昭和56年5月31日以前に建築されたもの及び同日において工事中であったもの ・耐震診断により算定された耐震評点が1.0未満のもの・地階を除く階数が2以下のもの	危機管理課
防災ベッド設置助成事業	(1) 補助対象となる防災ベッドは静岡県知事が認めるもの。 (2) 市内の木造住宅に自ら居住する者(市税を滞納していない者に限る。 (3) 補助額は防災ベッドの設置に要する費用(購入、輸送、組立及び付属品に係る費用を含む。)の5分の4の額とし、防災ベッド1台当たり40万円、ただし、以下に該当する木造住宅に防災ベッド設置する場合は50万円(予算の範囲内で)を限度とする。(同一木造住宅内は2台を限度とし、補助額の千円未満の端数は切り捨てる。) ・65歳以上の者のみが居住するもの(65歳以上の者以外に、15歳未満の者又は18歳未満で就学している者のみが居住する場合も含む。) ・身体障害者手帳1~2級の者が居住するもの。 ・介護保険法による要介護者又は要支援者が居住するもの。 (4)防災ベッドは1階に設置しなければならない。	
	<ul> <li>・一般社団法人日本配線システム工業会が定める規格で、感震機能付住宅用分電盤(JWDS007 付 2)の構造及び機能を有するものが対象となり、設置には、電気工事業者による設置工事が必要。(簡易タイプやコンセントタイプは対象外。)</li> <li>・市内に住宅を所有又は居住し、感震ブレーカーを設置する個人。(賃貸住宅の場合、申請者は申請住宅の居住者に限る。合わせて、家主の承諾が必要となる。)</li> <li>・市内に戸建住宅を新築し、当該住宅に感震ブレーカーを設置する個人。</li> <li>・市税滞納がないこと・必ず工事着工前に申請すること。工事着工後の申請は対象外となる。</li> </ul>	危機管理課
感震ブレーカー設置事業	感震ブレーカー購入及び設置に係る経費が対象。 (1)一般世帯 ①既存住宅 補助対象経費の 2/3(上限 5 万円、千円未満切り捨て) ②新築住宅 一律 1 万円 (2)特例世帯※ ①既存住宅 補助対象経費の 10/10(上限 10 万円、千円未満切り捨て) ②新築住宅 一律 1 万 5 千円 ※特例世帯とは同一世帯に以下に該当する方がいる世帯・要介護 3~5 の認定を受けた方・身体障害者手帳 1~4 級、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けた方	

## 裾野市の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (055)
① 新築・購入		
裾野市勤労者住宅 建設資金利子補給	. 7 . 4 . 4	産業観光スポ
制度	対象限度額 1000 万円 利子補給率 年 0.5%利子補給(当初 10 年間) 40 年以内 申込み窓口 労働金庫裾野支店 Tol 055-993-8111	995–1857
④設備の充実		
裾野市浄化槽設置 整備事業補助金	条件 公共下水道事業計画区域以外の区域で、以下のいずれかに該当する方。 (1) 単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併浄化槽に付け替える方 (2) 老朽化に伴い合併浄化槽を入れ替える方 ※住宅の建築等に伴って浄化槽を設置する場合(建て替えに伴う入れ替えを含む)は補助の対象外となります。	環境市民部 生活環境課
	補助額等   5人槽から 10 人槽までで 17 万 7000 円〜54 万 6000 円 (人槽等により異なります)	995-1816
裾野市水洗便所改 造資金融資斡旋利 子補給	条件 以下の全てに該当する方 (1)下水道供用開始から3年以内に工事が完了すること。 ※くみ取便所又はし尿浄化槽以外の工事の場合は6か月以内 (2)個人の住宅であること。 (3)融資金の償還能力を有し、かつ確実な連帯保証人がいる 方	水道部 上下水道経営課
	融資限度額 改造工事に要した費用の範囲内において、1か 所につき5万円以上 100 万円以内(1万円単位) 償還利率等 市長が指定する金融機関と契約した利率 償還期限 融資を受けた日の属する月の翌月から起算して 60 箇月以内	995-1836
⑥高齢者、障害のな 介護保険居宅介護 (介護予防)住宅改 修費支給制度		健康福祉部 介護保険課 995-1821

日常生活給付等事業	条件 以下の全てに該当する方 (1)以下のいずれかに該当する方 ア 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が3級以上の方(特殊便器への取替えは、上肢障害2級以上の方) イ 視覚障害者2級以上の方。 ※難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に障害がある方。 (2)障害者の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	健康福祉部総合福祉課障がい福祉係
	自己負担金 課税世帯の場合1割	995-1820
裾野市家具等転倒 防止推進事業	条件 以下のいずれかに該当する方 (1)その属する世帯(門戸を一にして生活する者の単位をいう。以下同じ。)構成員がすべて 65 歳以上であるもの (2)その属する世帯が 65 歳以上若しくは 15 歳未満の者により構成されているもの (3)その属する世帯の構成員のいずれかが次のア又はイのいずれかの障害により障害者手帳の交付を受けているものア 肢体不自由 1級から4級までイ視覚障害 1級から4級までイ視覚障害 1級から4級までイ視覚障害 1級から4級まで (4)その属する世帯の構成員のいずれかが療育手帳の交付を受けているもの (5)その属する世帯の構成員のいずれかが精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの (6)その属する世帯の構成員のいずれかが介護保険法(平成9年法律第 123 号)に基づく要介護認定又は要支援認定を受けているもの (7)前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの	環境市民部 危機管理課
⑦住宅に困窮するフ	補助額等   家具等固定実施数は最大5台までとし、固定作業に要する取り付け費用が下記表の家具等の数による取り付け費用の一定額を超える場合は、その超えた額は申請者の負担   1 取り付け費用の1万円を超える額   2 取り付け費用の1万2千円を超える額   3 取り付け費用の1万5千円を超える額   4 取り付け費用の1万8千円を超える額   5 取り付け費用の2万円を超える額   5 取り付け費用の2万円を超える額	995–1817
少圧七に四躬りつん	17 ページ掲載の住居確保給付金と同じ	健康福祉部
住居確保給付金		総合福祉課 995-1819
	Tel 0120-088-205	330 1013

⑧災害対策		
<ul><li>被野市木造住宅の耐震改修事業(補強計画一体型)</li><li>※令和7年度終了予定</li></ul>	条件 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果耐震評点が 1.0 未満のものを補強計画を作成し、補強工事を行った後に 1.0 以上となる工事(ただし耐震評点が 0.3 以上上がるもの)	市長戦略部都市計画課
	補助額等 1棟ごとに事業費と100万円とを比較していずれか少ない額(耐震補強工事費の8割を限度) ただし、高齢者等が居住する住宅については当該事業に要する経費と120万円とを比較して、いずれか少ない額 (耐震補強工事費の8割を限度)	995-1856
裾野市木造住宅の 移転事業	築物を除却し、耐震性のある住宅へ移転する事業 ・高齢者等世帯	市長戦略部都市計画課
※令和7年度終了予定	補助額等 1棟につき、事業費と10万円とを比較していずれか少ない額	995-1856
	条件 ・市内の道路等に面するブロック塀を撤去及び新設する 方で、市内全域を対象 ・緊急輸送路等に面するブロック塀を撤去又は建替えす る方で、市内全域を対象	市長戦略部都市計画課
裾野市ブロック塀等耐震改修促進事業	抽助額等  撤去事業  事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり9200円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内とし、かつ1敷地につき10万円を限度とする  新設事業(生垣等設置事業)  事業に要する経費の2分の1以内とし、かつ1敷地に つき7万円を限度とする  整急輸送路等に面するブロック塀等の撤去又は建替え事業 (1)1事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり2万円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、かつ1敷地につき26万6000円を限度とする (2)事業に要する経費とブロック塀等を建替える延長に1メートル当たり5万8400円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、かつ1敷地につき43万2000円を限度とする	995-1856

裾野市建築物の耐 震診断事業	条件 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された建築物の耐震診断	市長戦略部都 市計画課
	補助額等 耐震診断にかかる実費と市が定める基準額(床面積等により 1050円~3670円/㎡)を比較して、いずれか少ない額の2/3 以内(上限200万円)	995-1856
裾野市建築物の補強計画策定事業	条件 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された特定建築物で、補 強前 Is (構造耐震指標)/Et (静岡県構造耐震判定指標) <1.0 のものを、補強後 Is/Et≥1.0 にする補強計画。 ただし次の要件のすべてを満たすもの (1)敷地面積 500 ㎡以上 (2)耐火又は準耐火建築物 (3)延べ床面積 1000 ㎡以上	市長戦略部都市計画課
	補助額等 補強計画作成に要する費用と市が定めた基準額(床面積 の合計により 240 万円~600 万円)を比較して、いずれか 少ない額の 2/3 以内	995–1856
	条件 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された非木造の住宅又は マンションの耐震診断	市長戦略部都市計画課
裾野市非木造住宅の耐震診断事業	補助額等 耐震診断にかかる実費と市が定める基準額(一戸建て住宅の場合は、一戸当たり13万4000円、マンションは、床面積等により1050円~3670/㎡)を比較して、いずれか少ない額の2/3以内(上限200万円)	995-1856
裾野市建築物の耐 震化事業	条件 昭和56年5月31日以前に建築された特定建築物で、補強前Is(構造耐震指標)/Et(静岡県構造耐震判定指標)<1.0のものを、補強後Is/Et≥1.0にする補強工事。ただし次の要件のすべてを満たすもの(1)敷地面積500㎡以上(2)耐火又は準耐火建築物(3)延べ床面積1000㎡以上(4)耐震改修促進法による耐震改修計画又は建築基準法による全体計画の認定を受けて耐震改修を行うもの	市長戦略部都市計画課
	補助額等 補助対象経費(補助対象経費とは、免震工法は8万 2300 円 /㎡上限、その他の工法は5万 300 円/㎡上限)の 23%以内	995-1856
裾野市非木造住宅 の耐震補強計画策 定事業	条件 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された非木造住宅で、補 強前 Is(構造耐震指標)/Et(静岡県耐震判定指標値) < 1.0 のものを、補強後 Is/Et≧1.0 にする補強計画の作成	市長戦略部都市計画課
	補助額等 計画の作成に要する費用の 2/3 以内(上限 30 万円)	995-1856

裾野市非木造住宅 の耐震化事業	条件 昭和56年5月31日以前に建築された非木造住宅で、既成市街地に立地し、耐震改修促進法第6条第3号に規定される特定建築物を補強前Is(構造耐震指標)/Et(静岡県構造耐震判定指標)<1.0のものを、補強後Is/Et≥1.0にする耐震補強工事 補助額等	市長戦略部都市計画課
裾野市要安全確認 計画記載建築物の		市長戦略部都市計画課
補強計画策定事業	補助額等 補強計画作成に要する費用と市が定めた基準額を比較し て、いずれか少ない額	995-1856
裾野市要安全確認計画記載建築物の	条件 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された緊急輸送ルート等 沿道建築物で、補強前 Is(構造耐震指標)/Et(静岡県構 造耐震判定指標)<1.0 のものを、補強後 Is/Et≥1.0 に する耐震改修、建替え又は除却工事	市長戦略部都市計画課
耐震化事業	補助額等 耐震補強工事に要する費用と市が定めた基準額を比較して、いずれか少ない額の 4/5 以内	995-1856
裾野市がけ地近接	条件 次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告等を行ったもの(1)静岡県建築基準条例第3条の規定により県知事が指定した災害危険区域(2)静岡県建築基準条例第10条の規定により建築を制限している区域(3)土砂法第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域	市長戦略部都市計画課
(構野市かけ地近接) 危険住宅移転事業	補助額等 建物除去費補 97万5000円(除却費用に対する一部補助) 敷地造成費補 60万8000円(借入金利子に対する一部補助) 建物建設費補助 465万円 ( " ) 土地取得費補助 206万円 ( " )	995–1856

# 伊豆市の制度



4.1.	制度概要	問い合わせ
制度名称	補助額等	電話番号 (0558)
① 新築・購入		
	市内で住宅(延床面積 80 m²以上)を購入した世帯	地域づくり課
いずぐらし促進補助金	夫婦のいずれかが満 40 歳以下の世帯または中学生以下の子が同居する世帯 住宅を取得 取得金額の 10 分の1を上限に最大 100 万円 ※購入した住宅に居住する小学6年生までの子ども1人につき 10 万円を加算	74-3066
② リフォーム		
	子育て世帯または若者夫婦もしくはその世帯と同居する方	地域づくり課
いずぐらし促進補助金	昭和56年6月1日以降に建築された住宅(同日以前に建築されたものについては、耐震基準を満たすもの) 住宅をリフォーム リフォーム費用の10分の1を上限に最大100万円(市外業者が施行した場合、上限50万円) ※購入した住宅に居住する小学6年生までの子ども1人につき10万円を加算	74-3066
③空き家、移住・気	定住	
老朽空家等除却支 援事業補助金	補助対象区域内の空き家の解体をされる方(地区要件あり)	都市計画課
<b>货</b>	補助対象経費の2分の1以内、上限50万円	83-5206
空き家リフォーム補助金	空き家バンクに登録されている住宅を借りるまたは買われた方でリフォームされる方	地域づくり課
27 TE	リフォーム費用の2分の1以内、上限 50 万円	74-3066
④設備の充実		
合併処理浄化槽設	下水道区域外の住宅で、合併浄化槽を設置される方	上下水道課
置整備事業費補助 金	5人槽 332(415)千円、7人槽 414(517.5)千円、10人槽 548(685) 千円 ()内は単独浄化槽から設置替えの場合	83-3901
汚水揚水ポンプ設 置工事補助	低地で汚水ポンプ施設の設置以外の方法で汚水を排除することが困難な方	上下水道課
直上事備功	設置費用の 30%以内で対象工事費は 100 万円を限度	83-3901
住宅用再生エネル ギー機器設置補助	伊豆市に住民登録があり、新規で蓄電池システムや太陽光発電システム+HEMS を設置しようとする方	環境衛生課
事業	一律 5万円 (太陽光発電システム及び HEMS の同時設置で 5万円の追加)	72-9857

住宅用V2H充放電 設備設置費補助事 業	伊豆市に住民登録があり、新規でV2H充放電設備や太陽光発電システム+HEMSを設置しようとする方	環境衛生課
	一律 5万円 (太陽光発電システム及び HEMS の同時設置で 5万円の追加)	72-9857
宅配ボックス購入費	住民登録があり、宅配ボックスを購入又は設置しようとする方	環境衛生課
補助	購入費等の2分の1以内、上限 5,000 円	72-9857
⑤新婚・子育て		
結婚新生活支援事	婚姻され新生活を開始する方(ご夫婦の所得合わせて 500 万円未満で婚姻日における年齢が夫婦ともに 39 歳以下の方)	地域づくり課
業補助金	新居の購入費、賃料、引越費用、リフォーム費用等の合計額 1世帯あたり 30 万円(婚姻日における夫婦の年齢がいずれも 29 歳以下の場合は 60 万円)を上限	74-3066
⑥高齢者、障害の	ある方	
	16 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ	健康長寿課
介護保険の住宅改 修	原則として対象経費の 9/10(限度額 18 万円) ただし、一定以上の所得者は対象経費の 8/10 (限度額 16 万円)または、7/10(限度額 14 万円)	74-0150
重度身体障害者日 常生活用具給付等	障害認定を受けた方で日常生活に必要な補装具や生活用具 の給付、住宅改修や自動車改造等をされる方	社会福祉課
吊生佔用共柏刊等 	用具の購入及び改修工事費(限度額 20 万円)	72-9863
⑦住宅に困窮する	方	
	主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合において一定の要件を満たした場合、生活保護制度の伊豆市の住宅扶助額を上限に家賃額を原則3ヵ月間支給。 ※一定の要件を満たす場合、3ヵ月ごと延長、最大9ヶ月間	社会福祉課
住居確保給付金	・収入要件申請月の世帯収入合計額が市町村民税の均等割が非課税となる額の1/12+家賃(上限あり)の合計額以下であること。 ・資産要件現在の世帯の預貯金合計額が基準額の6ヵ月分(ただし、100万円を超えない額)以下であること。 ・受給期間中の求職活動要件 ハローワークへの求職申込、職業相談(月2回以上)。 企業等への応募(週1回以上)。 自立相談支援機関の相談支援員等による面接等(月4回以上)。	72-9862

⑧災害対策		
わが家の専門家診	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅で耐震診 断をされる方	都市計画課
断事業	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断 を実施	83-5206
木造住宅耐震補強助成事業(補強計	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅で耐震補 強計画策定・耐震補強工事を一体となって実施される方	都市計画課
画一体型)	耐震補強工事にかかった経費と 1,000,000 円(高齢者のみが 居住する住宅等の場合は 1,200,000 円)を比較して少ない額	83-5206
	住宅または事業所等から伊豆市地域防災計画に定める避難所 および避難地等へ至る私道を除く経路に面するブロック塀を撤 去または改善する工事	都市計画課
ブロック塀等撤去・ 改善事業	<ul> <li>・撤去 経費と2万円/mの少ない額の 2/3 以内 (上限 26 万 6000 円)</li> <li>・改善(フェンス等) 経費と 38,400 円/mの少ない額の 1/3 以内(上限 16 万 6000 円)</li> <li>・改善(生垣等) 経費と 38,400 円/mの少ない額の 2/3 以内(上限 33 万 3000 円)</li> </ul>	83-5206
耐震シェルター・防	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅で、耐震シェルターや防犯ベッドを設置される方	都市計画課
災ベッド設置事業費 助成金	<ul><li>・耐震シェルター 補助対象経費の 2/3 以内(限度額 40 万円)</li><li>・防災ベッド 補助対象経費の 2/3 以内(限度額1基につき 40 万円)</li></ul>	83-5206
がけ地近接等危険 住宅移転事業	土砂災害特別警戒区域等の危険区域の住宅の除去工事に係 る経費	都市計画課
	危険住宅の除却等に要する経費(1戸当たり97万5000円を限度)	83-5206
狭あい道路拡幅整 備事業	建築基準法第 42 条第2項該当の幅員4m未満の道路に接する 土地の所有者で後退用地を市に寄附される方	都市計画課
	上限 150 万円(測量調査費 50 万円、工事費 50 万円、奨励金50 万円)	83-5206

#### 伊豆の国市の制度



制度名称	制度概要	問い合わせ
削及石机	補助額等	電話番号
②リフォーム		
環境配慮型リフォーム助成	市内業者を元請とし、20万円以上の環境負荷軽減リフォームをされる次の方 (1)市内に住民登録(予定)している方の住宅 (2)市内で事業を営む(予定)方の事業所等 <申請窓口> 伊豆の国市商工会 055-949-3090	商工課
	住宅:リフォーム金額の20%商品券で助成(上限30万円) 事業所等(商工会員):リフォーム金額の20%現金にて助成(上限30万円) 事業所等(非商工会員):リフォーム金額の20%現金にて助成 (上限15万円)	055-948-1415
④設備の充実		
新エネルギー機器		
等導入事業費補助金	・太陽光発電システム (太陽電池モジュールの公称最大出力とパワーコンディショナ の定格出力を比較して低い方の出力1kwh につき、2万円を	0558-76-8002
生活扶助世帯に対 する水洗便所等設 置費補助金		下水道課
P-57 114:77	19万2,000円	055-948-2920

会共下水道全体計画区域外の区域又は公共下水道全体計画区域内の区域であって、令和8年度までに公共下水道の整備が見込まれない区域性で和をあること(別)班、マンション等は不可)市技術を潜納していない方 5人槽 16 万 6,000 円以内(20 万 6,000 円以内) 7人槽 20 万 7,000 円以内(25 万 7,000 円以内) 7人槽 20 万 7,000 円以内(25 万 7,000 円以内) ()内は単独処理浄化槽から切替えの場合を内配管工事 15 万円(単独処理浄化槽から切替えの場合) 0558-76-8001 ()内は単独処理浄化槽から切替えの場合 で内配管工事 15 万円(単独処理浄化槽から切替えの場合) で			
10 人槽 27 万 4,000 円以内(34 万 2,000 円以内) ( ( ) 内は単独処理浄化槽から切替えの場合   宅内配管工事 15 万円(単独処理浄化槽から切替えの場合)   6 高齢者、障害のある方   障害者(児)の居宅生活動作等を円滑にするために行う小規模な住宅の改修に要する費用の給付制度(対象者)   市内に住所を有し、以下のいずれかに該当する方(1)下肢機能の障害の程度が1級から3級までの者(2)体幹機能の障害の程度が1級から3級までの者(2)体幹機能の障害の程度が1級から3級までの者(2)体幹機能の障害の程度が1級から3級までの者(3)乳効児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動提施障害に限る。)の程度が1級及び2級の者(特殊便器の取付を行う者に限る。)の程度が1級及び2級の者(特殊便器の取付を行う者に限る。)の程度が1級及び2級の者(6)上記に掲げるものと同程度の難病患者である者   住宅改修に要した費用の類の100分の90に相当する額非課税世帯においては100分の10010分の90に相当する額非課税世帯は、限度額20万円   次 護保険の住宅改修に要した費用の類の100分の90に相当する額非課税世帯は、限度額20万円   保験の金額とする。非課税世帯は、限度額20万円   不 造作を改修と同じ   長寿介護課を存し、一	置整備事業費補助	区域内の区域であって、令和8年度までに公共下水道の整備が見込まれない区域 住宅用であること(別荘、マンション等は不可) 市税を滞納していない方 5人槽 16 万 6,000 円以内(20 万 6,000 円以内)	
障害者(児)の居宅生活動作等を円滑にするために行う小規模な住宅の改修に要する費用の給付制度(対象者) 市内に住所を有し、以下のいずれかに該当する方 (1)下肢機能の障害の程度が1級から3級までの者 (2)体幹機能の障害の程度が1級から3級までの者 (3)乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)の程度が1級から3級までの者 (4)乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢機能障害に限る。)の程度が1級及び2級の者(特殊便器の取付を行う者に限る。) (5)視覚障害の程度が1級及び2級の者 (6)上記に掲げるものと同程度の難病患者である者 住宅改修に要した費用の額の100分の90に相当する額非課税世帯においては100分の100100分の90に相当する額が18万円を超えるときは18万円を限度額とする。非課税世帯は、限度額20万円 介護保険の住宅改修 (6) では、要した費用の額の100分の90に相当する額非課税ではおいては100分の90に相当する額が18万円を超えるときは18万円を限度額とする。非課税世帯は、限度額20万円 (558-76-8007) 限度額とする。非課税世帯は、限度額20万円 (6) で住宅に困窮する方 住居確保給付金 (7) ベージ掲載の住居確保給付金と同じ (8) 変字対策 の方を年5月31日以前に建築された既存木造住宅をお持ちの方へ専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による耐震診断を実施。無料。 の55-948-1482 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、精密診断を実施して補強計画を策定した上で、耐震補強をする工事。たがたり、機能により耐震評点が0.3以上向上し、かつ、補強後の耐震評点が1.0以上となること。耐震補強計画を定費及び工事費の80%と100万円(高齢者世の55-048-1482) 両機補強計画策定費及び工事費の80%と100万円(高齢者世の55-048-1482)		10 人槽 27 万 4,000 円以内(34 万 2,000 円以内) ()内は単独処理浄化槽から切替えの場合 宅内配管工事 15 万円(単独処理浄化槽から切替えの場合)	0558-76-8001
な住宅の改修に要する費用の給付制度 (対象者) 市内に住所を有し、以下のいずれかに該当する方 (1) 下肢機能の障害の程度が1級から3級までの者 (2) 体幹機能の障害の程度が1級から3級までの者 (3) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 (移動機能障害に限る。)の程度が1級から3級までの者 (4) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 (上肢機能障害に限る。)の程度が1級及び2級の者(特殊 便器の取付を行う者に限る。) (5) 視覚障害の程度が1級及び2級の者 (6) 上記に掲げるものと同程度の難病患者である者 住宅改修に要した費用の額の100分の90に相当する額 非誤税世帯においては100分の100 100分の90に相当する額が18万円を超えるときは18万円を 限度額とする。非課税世帯は、限度額20万円  介護保険の住宅改修 (6) 上記に掲げるものと同程度の難病患者である者 住宅改修に要した費用の額の100分の90に相当する額 非誤税世帯においては100分の100 100分の90に相当する額が18万円を超えるときは18万円を 限度額とする。非課税世帯は、限度額20万円  (6) 上記に掲げるものと同じ  (5) (表示) (6) (表示) (6) (表示) (6) (表示) (6) (表示) (7) (表示) (7) (表示) (8) (	⑥高齢者、障害の治	ある方	
非課税世帯においては 100 分の 100 100 分の 90 に相当する額が 18 万円を超えるときは 18 万円を 限度額とする。非課税世帯は、限度額 20 万円  介護保険の住宅改修 16 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ <b>②住宅に困窮する方</b> 住居確保給付金 17 ページ掲載の住居確保給付金と同じ <b>③災害対策</b> 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅をお持ちの方へ専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による耐震診断 危機管理課を実施。  無料。  昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅で、精密診断を実施して補強計画を策定した上で、耐震補強をする工事。ただし、補強により耐震評点が 0.3 以上向上し、かつ、補強後の耐震評点が 1.0 以上となること。 耐震補強計画策定費及び工事費の 80%と 100 万円(高齢者世 055-948-1482		な住宅の改修に要する費用の給付制度 (対象者) 市内に住所を有し、以下のいずれかに該当する方 (1)下肢機能の障害の程度が1級から3級までの者 (2)体幹機能の障害の程度が1級から3級までの者 (3)乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 (移動機能障害に限る。)の程度が1級から3級までの者 (4)乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 (上肢機能障害に限る。)の程度が1級及び2級の者(特殊 便器の取付を行う者に限る。) (5)視覚障害の程度が1級及び2級の者 (6)上記に掲げるものと同程度の難病患者である者	障がい福祉課
⑦住宅に困窮する方福祉事務所 (0558-76-8009)住居確保給付金17 ページ掲載の住居確保給付金と同じ福祉事務所 (0558-76-8012)⑧災害対策昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅をお持ちの方へ専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による耐震診断を実施。危機管理課無料。の55-948-1482本造住宅耐震補強助成事業(補強計画を策定した上で、耐震補強をする工事。ただし、補強により耐震評点が 0.3 以上向上し、かつ、補強後の耐震評点が 1.0 以上となること。危機管理課耐震補強計画策定費及び工事費の 80%と 100 万円(高齢者世の55-948-1482)		非課税世帯においては 100 分の 100 100 分の 90 に相当する額が 18 万円を超えるときは 18 万円を	0558-76-8007
⑦住宅に困窮する方福祉事務所 0558-76-8012⑧災害対策昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅をお持ちの方へ専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による耐震診断を実施。危機管理課本造住宅耐震補強助成事業(補強計画を集定した上で、耐震補強をする工事。ただし、補強により耐震評点が 0.3 以上向上し、かつ、補強後の耐震評点が 1.0 以上となること。 耐震補強計画策定費及び工事費の 80%と 100 万円(高齢者世の55-948-1482)危機管理課	介護保険の住宅改 修	16 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ	
<ul> <li>(多災害対策)</li> <li>おが家の専門家診断事業</li> <li>昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅をお持ちの方へ専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による耐震診断 危機管理課を実施。</li> <li>無料。</li> <li>の55-948-1482</li> <li>本造住宅耐震補強計画を第定した上で、耐震補強をする工事。ただし、補強により耐震評点が 0.3 以上向上し、かつ、補強後の耐震評点が 1.0 以上となること。</li> <li>耐震補強計画策定費及び工事費の 80%と 100 万円(高齢者世の55-948-1482)</li> </ul>	⑦住宅に困窮する		
おが家の専門家診断事業 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅をお持ちの方へ専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による耐震診断 危機管理課を実施。	,	17ページ掲載の住居確保給付金と同じ	L
わが家の専門家診断事業 の方へ専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による耐震診断 危機管理課 を実施。	⑧災害対策		
昭和 56 年5月 31 日以前に建築された木造住宅で、精密診断を実施して補強計画を策定した上で、耐震補強をする工事。ただし、補強により耐震評点が 0.3 以上向上し、かつ、補強後の耐震評点が 1.0 以上となること。 耐震補強計画策定費及び工事費の 80%と 100 万円(高齢者世の55-948-1489)		の方へ専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による耐震診断 を実施。	危機管理課
木造住宅耐震補強 助成事業 (補強計画を策定した上で、耐震補強をする工事。た だし、補強により耐震評点が 0.3 以上向上し、かつ、補強後の 耐震評点が 1.0 以上となること。 耐震補強計画策定費及び工事費の 80%と 100 万円(高齢者世 055-948-1489)			
	助成事業(補強計	を実施して補強計画を策定した上で、耐震補強をする工事。ただし、補強により耐震評点が 0.3 以上向上し、かつ、補強後の耐震評点が 1.0 以上となること。	危機管理課
	. 7 11/		055-948-1482

	ブロック塀等の撤去又は緊急輸送路、避難路、避難地等沿いに面するブロック塀等を安全な塀に改善する工事。	危機管理課
ブロック塀等耐震化 促進事業	撤去事業:事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の2/3以内。10万円/1敷地までを限度とする。 改善事業:事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の1/3以内。25万円/1敷地までを限度とする。	055-948-1482
	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された木造住宅以外の既存建築物に対する耐震診断。	危機管理課
業	事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の2/3以内。	055-948-1482
建築物補強計画策定事業	次のいずれかの要件を満たす建築物であって、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものを、地震に対して安全な構造とするための補強計画を策定する。 (1)災害時に重要な機能を果たす建築物又は災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物であって、延べ床面積が1000㎡(幼稚園、保育所にあっては500㎡)以上であり、かつ、原則として3階以上であるなど倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きく、地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導を受けた建築物。 (2)静岡県耐震改修促進計画に規定する耐震診断義務付け対象道路(緊急輸送路等)沿いの既存耐震不適格建築物。	危機管理課
	事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の2/3以内。 耐震診断義務付け対象道路にあっては、事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の5/6以内。	055-049-1499
建築物耐震化助成事業	静岡県耐震改修促進計画に規定する耐震診断義務付け対象 道路(緊急輸送路等)沿いの既存耐震不適格建築物で、耐震 診断の結果を受け、耐震補強若しくは建替えにより地震に対し て安全な構造とする工事又は全部を除却する工事。	
<b>并</b> 术	耐震診断義務付け対象道路沿いにあっては、事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の 4/5 以内。	
耐震シェルター・防 災ベッド設置事業	昭和56年5月31日以前に建築又は工事着手があった現在居住している木造住宅で、耐震診断の総合評価の構造評点が1.0未満かつ耐震補強工事を行っていない住宅の1階部分に耐震シェルター又は防災ベッドのいずれかを設置するもの。耐震シェルターについては65歳以上の高齢者のみで構成される世帯又は避難行動要支援者名簿記載者を含む世帯が住む住宅であること。	危機管理課
	(1)耐震シェルター 補助対象経費の1/2以内 (限度額 12 万 5000 円) (2)防災ベッド 補助対象経費の1/2以内 (限度額 1 基につき 15 万円)	055-948-1482

家庭内家具等固定推進事業	市内に住所を有し、以下のいずれかに該当する方(1)65歳以上の者のみで構成されている世帯(2)身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(障害の級別が1級又は2級の者に限る。)と同居する世帯(3)療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者(障害の程度がAの者に限る。)と同居する世帯(4)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(障害等級が1級又は2級の者に限る。)と同居する世帯(5)介護保険法第7条第3項又は第4項に規定する要介護者又は要支援者と同居する世帯	危機管理課
	家具6台まで市が負担	055-948-1482
がけ地近接危険住 宅移転事業	現に居住している住宅であって、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次のいずれかに該当する区域が指定された際にその区域に存していた住宅若しくは建築工事中であった住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が各種法令に基づく是正勧告等を行ったもの(1)静岡県建築基準条例第3条の規定により指定した災害危険区域(2)同条例第10条の規定により建築を制限している区域(3)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域	危機管理課
	危険住宅の除却等に要する経費:1戸当たり80万2000円を限度危険住宅に代わる住宅の建設又は購入をするために要する資金を金融機関等から借り入れた場合における当該借入金利子(年利率8.5パーセントを限度とする。)に相当する額:建物にあっては457万円、土地取得にあっては206万円、敷地造成にあっては59万7000円を限度。	055-948-1482

### 函南町の制度

制束名称	制度概要	問い合わせ
制度名称	補助額等	電話番号 (055)
②リフォーム		
函南町商工会リフォ ーム助成事業	(1) 函南町に住民登録のある個人又は町で事業を営む法人で、町税等を滞納していないこと (2) リフォーム助成事業登録施工業者を利用し自己の居住する住宅、町内で営業している店舗等に関してのリフォームを行う方 (3) 昭和56年6月以降に建築され、又は工事に着手した住宅とする。ただし、昭和56年5月以前の住宅でも耐震診断を行い耐震性のある住宅及び耐震補強済の住宅は対象とする※同一建物・同一申請者につき1回限りとする	函南町商工会
	工事費総額(税抜)5万円以上の20%(上限20万円)	978-3995
④設備の充実	町内の敷地面積が 1000 ㎡未満の住宅(併用住宅及び共同住宅を含む)に雨水浸透・貯留施設を設置する方	都市計画課
雨水浸透施設·雨水 水 貯留施設設置費補 助金	(1)雨水浸透施設※建築面積に応じ、補助対象基数に制限あり。また、設置対象区域の制限あり。 a A型: 当該工事に要する経費の額又は6万円のいずれか 少ない額 b B型: 当該工事に要する経費の額又は5万円のいずれか 少ない額 (2)雨水貯留施設 ※住宅1棟につき1基かつ容量が1000以上 a 浄化槽転用型: 当該工事に要する経費の1/2以内の額又は 8万円のいずれか少ない額 b 簡易貯留型: 当該工事に要する経費の1/2以内の額又は 5万円のいずれか少ない額	979-8117
住宅用太陽光発電	自ら居住し、又は居住する予定の町内の住宅に、太陽光発電システム・家庭用蓄電池システムを設置すること(システムが設置されている新築の住宅を購入する場合も含む)	環境衛生課
システム等設置事業 費補助金	太陽電池モジュールの公称最大出力の合計キロワット数に 1万円を乗じた額(上限5万円) (2)家庭用蓄電池システム 蓄電容量の合計キロワット時数に1万円を乗じた額(上限5万円)	979-8112
合併処理浄化槽設 置事業費補助金	下水道計画区域外及び田代地区農業集落排水処理区域外に 10 人槽以下の浄化槽を設置する方(別荘は対象外)	環境衛生課
	5人槽 新設 17万7000円 設置替え 22万1000円 7人槽 新設 20万4000円 設置替え 25万4000円 10人槽 新設 25万8000円 設置替え 32万2000円	979-8112

#助分象機器(生ごみ処理機、コンボスト容器、ボカシ容器)の購入費の1/2又は3万円のいずれか少ない額 ※生ごみ処理機については1世帯1台まで (1)個人 町内に自らが居住するための住宅に居住している方、共同住宅、併用住宅に居住している方、共同住宅、併用住宅に居住している方、利用の回数が1ヶ月に1回以上ある別荘の所有者も含む。) (2)事業者 町内に事務所を有する法人、個人事業主の方(共同住宅の大家も含む。) (1)個人 a エアコン:購入費の1/10 又は1万円のいずれか少ない額 6 電気冷蔵庫・購入費の1/10 又は1万円のいずれか少ない額 (2)事業者 a エアコン:購入費の3/10 又は3万円のいずれか少ない額 (2)事業者 a エアコン:購入費の3/10 又は3万円のいずれか少ない額 (2)事業者 a エアコン:購入費の3/10 又は3万円のいずれか少ない額 (2)事業者 a エアコン:購入費の3/10 又は5万円のいずれか少ない額 (2)事業者 a エアコン:購入費の3/10 又は5万円のいずれか少ない額 (2)事業者 a エアコン・購入費の3/10 又は5万円のいずれか少ない額 (2)事業者 p		町内に居住のある方又は町内に店舗・事業所・事務所などがある方※町税を滞納していない場合に限る	環境衛生課
町内に自らが居住するための住宅に居住している方、共同 住宅、併用住宅に居住している方(利用の回数が1ヶ月に1 回以上ある別荘の所有者も含む。) (2)事業者 町内に事務所を有する法人、個人事業主の方(共同住宅の 大家も含む。) (1)個人 a エアコン:購入費の1/10 又は1万円のいずれか少ない額 b 電気冷蔵庫:購入費の3/10 又は1万円のいずれか少ない額 c LED照明:購入費の3/10 又は1万円のいずれか少ない額 (2)事業者 a エアコン:購入費の1/10 又は1万円のいずれか少ない額 b LED照明:購入費の3/10 又は5万円のいずれか少ない額 b LED照明:購入費の3/10 又は5万円のいずれか少ない額 b LED照明:購入費の3/10 又は5万円のいずれか少ない額 b LED照明:購入費の3/10 又は5万円のいずれか少ない額 b LED照明:購入費の3/10 又は5万円のいずれか少ない額 b LEDにのみ。既存の家電製品処分費は除く。 (6)高齢者や障害のある方 (5)歳以上の一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯・障害者世帯 等自分自身かつ家族等にお願いできない方) 町内委託業者により無料で家具転倒防止器具設置工事を実施 変介護(要支援)認定を受けている在宅の方が、現に居住する 住宅について、定められた種類の改修工事を行った時は住宅 改修費を支給する 対象費用の9割、8割又は7割(限度額20万円) (1)下肢、体幹機能障害者とくは乳幼児期以前の非進行性の 服病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する 方で、障害等級3級以上の方。(ただし特殊便器への取替え をする場合は、上肢障害2級以上)又は視覚障害2級以上の もの。難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に障害があるもの。 (2)障害者又は障害児の移動等を円滑にする用具で、設置に 小規模な住宅改修を伴うもの	生ごみ処理機設置費補助金	補助対象機器(生ごみ処理機、コンポスト容器、ボカシ容器)の 購入費の1/2又は3万円のいずれか少ない額	979-8112
福助金  a エアコン:購入費の1/10 又は1万円のいずれか少ない額 b 電気冷蔵庫:購入費の1/10 又は1万円のいずれか少ない額 c LED照明:購入費の3/10 又は3万円のいずれか少ない額 (2)事業者 a エアコン:購入費の1/10 又は1万円のいずれか少ない額 (2)事業者 a エアコン:購入費の3/10 又は5万円のいずれか少ない額 b LED照明:購入費の3/10 又は5万円のいずれか少ない額 ※補助対象の省エネ家電は省エネ基準達成率が100%以上である製品のみ。既存の家電製品処分費は除く。  ⑤高齢者や障害のある方  65歳以上の一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯・障害者世帯等(自分自身かつ家族等にお願いできない方) 町内委託業者により無料で家具転倒防止器具設置工事を実施  要介護(要支援)認定を受けている在宅の方が、現に居住する住宅について、定められた種類の改修工事を行った時は住宅改修費を支給する対象費用の9割、8割又は7割(限度額20万円)  979-8102  (1)下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する方で、障害等級3級以上の方。(ただし特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上)又は視覚障害2級以上のもの。難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に障害があるもの。(2)障害者又は障害児の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの		町内に自らが居住するための住宅に居住している方、共同 住宅、併用住宅に居住している方(利用の回数が1ヶ月に1 回以上ある別荘の所有者も含む。) (2)事業者 町内に事務所を有する法人、個人事業主の方(共同住宅の	環境衛生課
家具転倒防止事業 65 歳以上の一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯・障害者世帯 等(自分自身かつ家族等にお願いできない方) 町内委託業者により無料で家具転倒防止器具設置工事を実施 979-8102 野介護(要支援)認定を受けている在宅の方が、現に居住する住宅について、定められた種類の改修工事を行った時は住宅改修費を支給する 対象費用の9割、8割又は7割(限度額20万円) 979-8126 (1)下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する方で、障害等級3級以上の方。(ただし特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上)又は視覚障害2級以上のもの。難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に障害があるもの。(2)障害者又は障害児の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの		a エアコン:購入費の1/10 又は1万円のいずれか少ない額 b 電気冷蔵庫:購入費の1/10 又は1万円のいずれか少ない額 c LED照明:購入費の3/10 又は3万円のいずれか少ない額 (2)事業者 a エアコン:購入費の1/10 又は1万円のいずれか少ない額 b LED照明:購入費の3/10 又は5万円のいずれか少ない額 ※補助対象の省エネ家電は省エネ基準達成率が100%以上	979-8112
等(自分自身かつ家族等にお願いできない方) 町内委託業者により無料で家具転倒防止器具設置工事を実施  が護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費を支給する を費の支給  「1)下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する方で、障害等級3級以上の方。(ただし特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上)又は視覚障害2級以上のもの。難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に障害があるもの。 (2)障害者又は障害児の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	⑥高齢者や障害のな	ある方	
町内委託業者により無料で家具転倒防止器具設置工事を実施  (力護保険居宅介護 (予防)住宅改修費の支給  (本をしていて、定められた種類の改修工事を行った時は住宅改修費を支給する)  (本をしていて、定められた種類の改修工事を行った時は住宅改修費を支給する)  対象費用の9割、8割又は7割(限度額20万円)  (1)下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する方で、障害等級3級以上の方。(ただし特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上)又は視覚障害2級以上のもの。難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に障害があるもの。 (2)障害者又は障害児の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの			地域安全課
介護保険居宅介護 (介護予防)住宅改 修費の支給 住宅について、定められた種類の改修工事を行った時は住宅 改修費を支給する 対象費用の9割、8割又は7割(限度額 20 万円) 979-8126 (1)下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する 方で、障害等級3級以上の方。(ただし特殊便器への取替え をする場合は、上肢障害2級以上)又は視覚障害2級以上の もの。難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に障害が あるもの。 (2)障害者又は障害児の移動等を円滑にする用具で、設置に 小規模な住宅改修を伴うもの 福祉課			979-8102
対象費用の9割、8割又は7割(限度額 20 万円) 979-8126 (1)下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する方で、障害等級3級以上の方。(ただし特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上)又は視覚障害2級以上のもの。難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に障害があるもの。 (2)障害者又は障害児の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	(介護予防)住宅改	住宅について、定められた種類の改修工事を行った時は住宅	福祉課
脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する 方で、障害等級3級以上の方。(ただし特殊便器への取替え をする場合は、上肢障害2級以上)又は視覚障害2級以上の もの。難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に障害が あるもの。 (2)障害者又は障害児の移動等を円滑にする用具で、設置に 小規模な住宅改修を伴うもの	修算の文紹	対象費用の9割、8割又は7割(限度額 20 万円)	979-8126
原則対象費用の9割(限度額 20 万円) 979-8127		脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する方で、障害等級3級以上の方。(ただし特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上)又は視覚障害2級以上のもの。難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に障害があるもの。 (2)障害者又は障害児の移動等を円滑にする用具で、設置に	福祉課
		原則対象費用の9割(限度額 20 万円)	979-8127
(1)身体障害1、2級(下肢若しくは体幹又は視覚障害)の方 重度身体障害者 住宅改造費補助 (1)身体障害1、2級(下肢若しくは体幹又は視覚障害)の方 (2)前年分の所得税額12万円以下の世帯に属する方。ただし、 定められた種類の改修工事に限る 福祉課		(2)前年分の所得税額12万円以下の世帯に属する方。ただし、	福祉課
対象経費の3/4以内(限度額 20 万円) 979-8127		対象経費の3/4以内(限度額 20 万円)	979-8127
⑧災害対策	⑧災害対策		
わが家の専門家 診断事業18 ページ記載のわが家の専門家診断事業と同じ都市計画課 979-8117		18ページ記載のわが家の専門家診断事業と同じ	

	住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る私道を除く経路 又は住宅から学校まで通学に使用する私道を除く経路	都市計画課
ブロック塀等耐震化促進事業	(1)撤去事業 事業に要する経費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき 2万円を乗じた額とを比較して、いずれか少ない額の2/3以 内(限度額 26 万 6000 円/1敷地) (2)建替え事業 事業に要する経費と建替えをするブロック塀等の長さ1mに つき5万 8380 円を乗じた額とを比較して、いずれか少ない額 の2/3以内(限度額 59 万 9000 円/1敷地)	979-8117
建築物耐震診断事	昭和 56 年5月 31 日以前に建築又は工事着手があった建築物で木造住宅以外の住宅又はマンションの耐震診断	都市計画課
業	1棟ごとに、事業に要する経費と町が定める基準額とを比較し て、いずれか少ない額の2/3以内	979-8117
耐震シェルター・防 災ベッド設置事業費 補助金	(1) 昭和 56 年5月 31 日以前に建築又は工事着手があった現在居住している木造住宅で、耐震診断の総合評価の構造評点が 1.0 未満かつ耐震補強工事を行っていない住宅の1階部分に耐震シェルター又は防災ベッドのいずれかを設置するもの (2)耐震シェルターについては、65 歳以上の高齢者のみで構成される世帯又は避難行動要支援者名簿記載者を含む世帯が住む住宅であること	都市計画課
	(1)耐震シェルター 補助対象経費の1/3以内(限度額8万 3000 円) (2)防災ベッド 補助対象経費の1/3以内(限度額1基につき10 万円)	979-8117
木造住宅除却事業	昭和56年5月31日以前に建築又は工事着手があった空き家を除く木造住宅の全てを撤去(耐震診断の結果評点が1.0未満の住宅に限る。)	都市計画課
	事業に要する経費の 23%と1戸につき 30 万円とを比較して、 いずれか少ない額	979-8117
木造住宅の耐震改 修事業(補強計画	昭和56年5月31日以前に建築又は工事着手があった木造住宅で、耐震診断の結果1.0未満の耐震評点が、耐震補強工事を行った後に1.0以上となり、かつ0.3以上となる補強計画の策定及び耐震補強工事	都市計画課
一体型)	(1)一般世帯 限度額 100 万円 (2)高齢者等世帯 限度額 120 万円 計画と工事に要する経費の8割が限度	979-8117

がけ地近接危険住宅移転事業補助金	次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、静岡県知事又は町長が是正勧告等を行ったもの(1)静岡県建築基準条例第3条の規定により県知事が指定した災害危険区域(2)静岡県建築基準条例第10条の規定により建築を制限している区域(3)土砂法第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域(4)土砂法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、(3)の区域に指定される見込みのある区域(5)事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域	都市計画課
	(1)建物除却費補助 97 万 5000 円 (2)敷地造成費補助 60 万 8000 円 (3)建物建設費補助 465 万円 (4)土地取得費補助 206 万円	979-8117

# 清水町の制度



制度夕称	制度概要	問い合わせ
制度名称	補助額等	電話番号 (055)
④設備の充実		
家庭用蓄電池システム設置費補助金	以下の全てに該当する方 (1) 町内に自ら居住し、又は居住する予定の個人住宅に家庭 用蓄電池システムを設置する方 (2)町民税及び固定資産税に滞納がない方(世帯員を含む) 家庭用蓄電池システム 一律5万円	くらし安全課 生活環境係
	(蓄電池の設置と併せて太陽光発電システムを設置、または既に太陽光発電システムが設置されていること) 町税、受益者負担金等の滞納がない方が供用開始日から3年	981-8216 都市計画課
水洗便所改造工事	以内に下水道に接続する改造工事であること	下水道業務係
費補助金	改造工事に要した経費の6%以内(限度額3万円)	981-8222
⑥高齢者、障害のあ	ある方	
	要介護(要支援)認定を受けている方が、現に居住する住所地の住宅について、定められた種類の改修工事を行った時は、住宅改修費を支給する(事前申請が必要です)	福祉介護課 介護保険係
修	工事対象支給限度額 20 万円を上限として利用者負担分を除いた額	981-8213
障害者等日常生活 用具給付等事業の 住宅改修	以下のいずれかに該当する方 (1)満年齢 18 歳以上で下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動障害に限る)を有する方で、身体障害者3級以上の方(ただし特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上)難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に障害のある方 (2)満年齢18歳未満で下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動障害に限る)を有する学齢児以上の身体障害児で、身体障害者3級以上の方(ただし特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上)	福祉介護課障害福祉係
	20 万円	981-8204
家具転倒防止事業	以下のいずれかに該当する方 (1)満65歳以上の方のみで構成されている世帯(または満65歳以上及び満18歳未満の方のみで構成された世帯) (2)障害等のある方(障害者手帳等の交付を受けている者)がいる世帯 (3)母子家庭世帯(母親、満18歳未満の子及び満65歳以上の方のみで構成された世帯含む)	くらし安全課 防災対策係
	無料で家具転倒防止金具を取り付け(1世帯当たり家具4品を 限度)	981-8205

⑦住宅に困窮するプ		
住居確保給付金	17 ページ掲載の住居確保給付金と同じ	清水町社会 福祉協議会 981-1665
⑧災害対策		
  わが家の専門家診	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅	都市計画課 計画指導係
断事業	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断 を実施	981-8225
木造住宅耐震補強助成事業(補強計画一体型)		都市計画課 計画指導係 981-8225
	イ 25 万 9000 円/戸(図面なし) (わが家の専門家診断事業未実施の場合 26 万 9000 円)	
木造住宅建替助成事業	昭和56年5月31日以前に建築された、既存木造住宅(同日において工事中であった木造住宅を含む)で、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満であった既存建築物を建替えるために除却工事を実施する場合	都市計画課計画指導係
	事業に要する経費の 23%以内(限度額 40 万円)	981-8225
木造住宅移転事業	昭和56年5月31日以前に建築された、既存木造住宅(同日において工事中であった木造住宅を含む)で、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満であった既存建築物を除却し、耐震性のある住宅へ移転する場合	都市計画課 計画指導係
	事業に要する経費(引越費用等)と 10 万円を比較して、いずれ か少ない額	981-8225

ブロック塀等耐震改修促進事業	以下のいずれかに該当すること (1) 撤去事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する場合 (2) 改善事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を 県の耐震基準を満たした安全な塀等に改善する場合	都市計画課計画指導係
	<ul> <li>(1) 撤去事業 事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき2万円を乗じた額のいずれか少ない額の2/3以内(限度額26万6000円/1敷地)</li> <li>(2) 改善事業 事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき3万8400円を乗じた額のいずれか少ない額の1/3以内(限度額16万6000円/1敷地)</li> </ul>	981-8225
民間建築物吹付けアスベスト対策事業	町内にある民間建築物に吹付けられたアスベスト(綿状のもの) の除去、封じ込め、囲い込み又は建築物の除去(アスベスト対 策部分に限る)の工事	都市計画課計画指導係
費補助金	除去等に要する費用に2/3を乗じた額 (限度額 120 万円、千円未満の端数は切捨て)	981-8225
	昭和 56 年5月 31 日以前に建築又は工事中であった木造住宅 以外の住宅又は建築物の耐震診断	都市計画課 計画指導係
建築物耐震診断事業	1棟ごとに、事業に要する経費と町が定める基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内(限度額200万円、千円未満の端数は切捨て) (1)1,000㎡未満 1㎡当たり2,000円 (2)1,000㎡~2,000㎡ 1㎡当たり1,500円 (3)2,000㎡以上 1㎡当たり1,000円 (4)一戸建住宅 13万円/戸	981-8225
木造住宅耐震シェ	昭和56年5月31日以前に建築された、木造住宅(同日において工事中であった木造住宅を含む。2階建て以下)	都市計画課 計画指導係
ルター設置事業	耐震シェルターの設置に要する経費(購入費、運搬費及び設置費に限る。)の1/2以内(一般世帯6万2000円、高齢者世帯12万5000円を限度)	981-8225
防災ベッド購入助成	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された、木造住宅(同日において工事中であった木造住宅を含む)	都市計画課 計画指導係
事業	防災ベッドの購入に要する費用(組立、輸送及び付属品にかかる経費を含む。)の1/2以内(20万円を限度)	981-8225
がけ地近接等危険 住宅移転事業補助 金	以下のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの 区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により 安全上の支障が生じ、静岡県知事又は町長が是正勧告等を行ったもの。 (1) 静岡県建築基準条例第3条の規定により県知事が指定し た災害危険区域 (2) 静岡県建築基準条例第10条の規定により建築を制限して いる区域 (3) 土砂法第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害 特別警戒区域	都市計画課計画指導係

	(1)建物除却費補助 80万2000円(除却費用に対する一部補助)	
	(2) 敷地造成費補助 59 万 7000 円(借入金利子に対する一部 補助)	
	(3)建物建設費補助 457万円(借入金利子に対する一部補助)	981-8225
	(4)土地取得費補助 206万円(借入金利子に対する一部補助)	
感震ブレーカー設 置事業費補助金	以下のいずれかに該当する方 (1) 町内に所有する住宅に居住し、当該住宅に感震ブレーカーを設置する方 (2) 町内の自身の所有でない住宅に居住し、当該住宅に所有者の承諾を得て感震ブレーカーを設置する方 (3) 自ら居住する目的で町内に自宅を新築し、当該住宅に感震ブレーカーを設置する方	くらし安全課 防災対策係
	感震ブレーカーの購入および設置工事に要する経費の3分の 2以内の千円未満を切り捨てた額(3万円を限度)	981-8205

### 長泉町の制度



	制度概要	問い合わせ
制度名称	補助額等	電話番号 (055)
③空き家、移住・気	全住	
かとウルタ市光	空き家等情報バンクに登録された物件で、居住誘導区域内で1 年以上空き家となった住宅の改修への補助(詳細な条件あり)	建設計画課
空き家改修事業	改修に係る経費の 1/3 以内で補助上限 100 万円(子育て世帯 等:120 万円、子育て世帯かつ転入世帯:140 万円)	989-5520
住宅地供給促進事業	居住誘導区域内にある既存建築物を除却後に3区画以上(1区 画165 ㎡以上)宅地分譲することを前提とした工事への補助	建設計画課
未	除却に係る経費の1/3 以内(上限200 万円)	989-5520
* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	要綱に定める町で育った若者に対して、町に定住することを推進するため、奨励金を交付する	こども未来課
援事業	大学等を卒業した者:30 万円 短期大学、高等専門学校、専門学校を卒業した者:15 万円	989-5573
定住のための新幹 線通学支援	HP > 1 III - 2 J	こども未来課
冰地子又饭	1ヶ月2万円(新横浜駅を利用する者:1万7000円)	989-5573
④設備の充実		
	自己が所有し居住する住宅で、ZEH の認証を取得した者又は 太陽光発電システム等を自らが設置、購入した者への補助	くらし環境課
サステナブル住宅 支援事業	それぞれ一律で、(1)ZEH:30 万円、(2)ZEH+:40 万円、(3)太陽 光発電システム:10 万円、(4)家庭用蓄電池:10 万円、(5)家庭 用コージョネレーションシステム:10 万円、(6)V2H 充放電設備: 5 万円、(7)電気自動車、プラグインハイブリッド車:10 万円 ※(7)は再生可能エネルギーから電気の供給を受け、(6)の設置 を必須とし、新車に限る	989-5514
生垣設置事業費補	住宅の用に供している土地で、建築基準法上の道路等に面した場所に設置し、設置後の生垣が管理できる方への補助	工事管理課
助金	生垣の延長1mにつき6000円(限度額10万円)	989-5518
净化槽設置補助	公共下水道計画決定区域外で生活の本拠となる住宅(店舗等併用を含む)のみなし浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ設置換えする者への補助(詳細条件を要確認)	くらし環境課
17 161年以巨州功	(1)5人槽 41 万4000 円(限度額) (2)6~7人槽 51 万6000 円(限度額) (3)8~10 人槽 68 万4000 円(限度額)	989-5514
⑤結婚、子育て		
子育て世帯家賃低	住宅の確保に困窮する子育て世帯が入居する子育て世帯専用 賃貸住宅の家賃を低廉化する賃貸人に対する補助	建設計画課
	家賃月額と4万円を比較していずれか少ない額に管理月数を乗 じた額(補助額により最長20年)	989-5520

⑥高齢者、障害のあ	5る方	
介護保険の住宅改 修		長寿介護課 989-5511
日常生活用具給付等事業	基準に定められた障害のある方への動作補助用具の給付	福祉保険課
	基準額(20万円)の範囲内で、原則1割は自己負担(所得制限 あり)	989-5512
手声点.4PC皮 * A	基準に定められた障害のある方への住宅改造費の補助	福祉保険課
重度身体障害者住 宅改造費助成事業	対象経費3/4(限度額75万円、世帯の前年度所得により助成制 限があります)	989-5512
重度身体障害者防 災用具購入費助成	身体障害者手帳の交付を受け、常に就床を要する方への防災 ベッド購入費の助成	福祉保険課
事業	対象経費のうち自己負担分1割を減じ、100円未満を切り捨て た額	989-5512
⑧災害対策		
わが家の専門家診	昭和56年5月31日以前建築の木造住宅の耐震診断	建設計画課
断事業	経費負担なし(令和7年度末で終了します)	989-5520
木造住宅耐震補強	昭和56年5月31日以前建築の木造住宅で耐震診断の評定が 1.0未満の耐震評点が補強工事実施後に1.0以上となり、かつ 0.3以上上昇する補強計画の策定及び耐震補強工事への補助	建設計画課
計画及び耐震補強 工事事業	計画と工事に係る経費の 4/5 以内 (1)一般世帯     限度額 100 万円 (2)高齢者等世帯   限度額 120 万円 ※条件によって、上限額に加算があります。 ※令和7年度末で終了します。	989-5520
木造住宅除却支援事業	昭和56年5月31日以前建築の木造住宅で、次に当てはまるものの除却への補助 (1)「誰でもできるわが家の耐震診断」で評点9点以下 (2)「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断」 で倒壊の危険性があると判断された住宅 (3)「わが家の専門家診断」で評点1.0未満	建設計画課
	除却に係る経費の23%以内(上限30万円)	989-5520
既存建築物耐震性	昭和56年5月31日以前建築の非木造建築物の耐震診断	建設計画課
成仔 医 架 物 顺 晨 性 向 上 事 業	事業経費と町が定める基準額を比較して少ない額の2/3 以内 (上限200 万円)	989-5520
新耐震基準木造住 宅耐震診断	昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された木 造住宅の耐震診断に対する補助	建設計画課
	対象:木造軸組構法の住宅等 図面あり:自己負担金6,050円、図面なし:自己負担金7,150円	989-5520

新耐震基準木造住 宅耐震補強計画及 び耐震補強工事事 業	昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された木造住宅で、新耐震基準木造住宅耐震診断の評定が1.0未満の耐震評点が補強工事実施後に1.0以上となる補強計画の策定及び耐震補強工事への補助	建設計画課
	計画と工事に係る経費の4/5 以内 (1)一般世帯     限度額100 万円 (2)高齢者等世帯   限度額120 万円	989-5520
家具等転倒防止事	要綱に定められた世帯に対する家具固定事業	地域防災課
業	1世帯当たり1回限り、家具4品までを無料で固定	989-5505
感震ブレーカー設	要綱で定められた対象者に対する感震ブレーカーの設置補助	地域防災課
置事業	補助対象経費の2分の1以内で上限3万円	989-5505
	規定する区域に存する既存不適格住宅等のうち、大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、県知事又は町長が移転等勧告を行ったものに対する事業費の補助	建設計画課
がけ地近接危険住 宅移転事業	<ul> <li>(1)建物除却費補助 97 万5000 円(除却費用に対する一部補助)</li> <li>(2)敷地造成費補助 60 万8000 円(借入金利子に対する一部補助)</li> <li>(3)建物建設費補助 465 万円( " )</li> <li>(4)土地取得費補助 206 万円( " )</li> </ul>	989-5520
ブロック塀等耐震改修促進事業	撤去事業: 地震発生時に倒壊、転倒の危険性のある道路や公共施設に面したブロック塀の撤去事業への補助工事経費とブロック塀延長距離で算出した額を比較して、少ない額の 2/3 以内(限度額 26 万 6000 円)改善事業(緑化あり): 地震発生時に倒壊、転倒の危険性のある道路や公共施設に面したブロック塀の撤去後、植樹又は植樹と安全なフェンス等に改善する工事への補助工事経費とブロック塀延長距離で算出した額を比較して、少ない額の 2/3 以内(限度額 33 万 3000 円)改善事業(緑化なし): 地震発生時に倒壊、転倒の危険性のある道路や公共施設に面したブロック塀の撤去後、安全なフェンス等に改善する工事への補助工事経費とブロック塀延長距離で算出した額を比較して、少ない額の 1/3 以内(限度額 16 万 6000 円)	建設計画課 989-5520

# 小山町の制度



41 ÷ 2 Th	制度概要	問い合わせ
制度名称	補助額等	電話番号 (0550)
②リフォーム		
民間賃貸住宅 リフォーム助成金	<ul> <li>・町内に賃貸住宅を所有し、経営している方</li> <li>・町税等を滞納していない方</li> <li>・昭和56年6月1日以後に建築された住宅</li> <li>・申請時点で空室であり、改修後に入居募集をする住宅</li> <li>・子育て世帯や、立地企業の従業員向けに住宅の機能を高める改修工事</li> </ul>	おやまで 暮らそう課
	対象工事費用の1/3(千円未満切り捨て) アパート:上限 10 万円 一戸建て:上限 20 万円	76-6159
③空き家、移住・気	E住	
空き家活用・流動化	<ul><li>・町内に定住することを目的に空き家を取得した方</li><li>・町税等を滞納していない方</li><li>・取得した空家の改修工事又は建て替え目的の解体工事</li><li>・工事完了後、小山町に住民登録し5年以上居住すること</li></ul>	おやまで 暮らそう課
促進助成金	対象工事費用の1/2(千円未満切り捨て) 改修工事:上限30万円(若者世帯※40万円) 解体工事:上限50万円(若者世帯※60万円) ※若者世帯とは18歳未満のこどもがいる又は夫婦ともに39歳以下の世帯	76-6159
移住•就業支援金	15 ページ掲載の移住・就業支援金と同じ	おやまで 暮らそう課 76-6159
④設備の充実		10 0100
クリーンエネルギー 機器設置事業助成金	・太陽黙利用システム ・蓄電池 ※再生可能エネルギー発電機器と接続されているもの	くらし環境課
	太陽光発電システム 5万円 太陽熱利用システム 2万 5000 円 蓄電池 5万円	76-6130

合併処理浄化槽 設置奨励事業 補助金交付制度	・下水道計画区域外に10人槽以下の浄化槽を設置する方・合併処理浄化槽からの入替設置は対象外(詳細は窓口まで)・設置する建物が、専用住宅若しくは併用住宅(居住部分が1/2以上)であること(ただし別荘は対象外)・町税等を滞納していない方 5人槽 33万2000円 6~7人槽 41万4000円	くらし環境課 
	8~10 人槽 54 万 8000 円	
⑤新婚・子育て		
出産祝給付金	令和7年1月1日以降に出生した子の母または父で、①②のいずれかに該当し、町税等の滞納がない者 ①当該児出生前1年以上小山町に居住し、申請時において、引き続き町内に居住する意思のある者 ②当該児出生前1ヶ月以上小山町に居住しており、かつ持ち家(家族所有も含む)に住み、申請時において、引き続き居住する意思のある者	健康増進課
	第 1 子 10 万円·第 2 子 20 万円 第 3 子 30 万円·第 4 子以降 50 万円	76-6668
遠距離通学定期券 購入助成金	・小山町から鉄道乗車距離で片道 50 km以上となる通学をしている方 ・町税等の滞納の無い方	おやまで 暮らそう課
期 <u>八</u> 切风立	通学定期券購入費の1/2(百円未満切り捨て) 上限 10000 円/月	76-6159
結婚新生活支援 補助金	<ul> <li>・令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に結婚し、町内に住民登録をしている方</li> <li>・夫婦の合算所得が500万円未満で、町税等を滞納していない方</li> <li>・結婚を機に同居するための住宅を新たに購入又は賃借している方</li> <li>・新居の購入費・家賃・敷金・礼金・業者へ支払った引越費用など※</li> </ul>	おやまで 暮らそう課
	夫婦ともに 39 歳以下:上限 30 万円 夫婦ともに 29 歳以下:上限 60 万円 ※住宅手当や他の公的補助を受けた金額は除く	76-6159
⑥高齢者、障害のあ	ある方	
介護保険の住宅改修	16 ページの介護保険の住宅改修と同じ	長寿介護課 76-6669
日常生活用具給付事業	・小山町に住所を有する方。 ・下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する方であって障害等級3級以上の方(ただし、特殊便器への取り替えは、上肢障害2級以上の方)又は視覚障害2級以上の方。難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に障害がある方。 ・上記の方の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	社会福祉課
	補助額:20 万円	76-6661

高齢者住宅改修費 助成事業	<ul><li>・小山町に住所を有し、かつ以下のすべてに該当する方</li><li>・介護保険法による保険給付の対象とならない 65 歳以上の高齢者。</li><li>・既存住宅の浴室、便所、玄関、廊下等の住宅設備を当該高齢者の生活に適するよう改修することにより、要介護状態になることを防止できると認められる方。</li></ul>	長寿介護課
	対象経費の1/2以内(一戸につき1回限りかつ限度額10万円)	76-6669
⑦住宅に困窮する力		
住居確保給付金	17 ページの住宅確保給付金と同じ	東部健康福祉 センター 055-920-2078
⑧災害対策		-lett - [ a +t/a /Ha = m
わが家の	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	都市整備課
専門家診断事業	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断 を実施	76-6137
	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震性を向上させるために補強計画と補強工事を一体的に行い、耐震診断の評点が、1.0未満のものを1.0以上に補強する工事(耐震補強後に評点が1.0以上となり、かつ評点が0.3以上あがる補強工事に限る)	都市整備課
木造住宅耐震補強 助成事業 (計画工事一体型)	1戸ごとに、当該事業に関する経費と限度額 115 万円とを比較して、いずれか少ない額。高齢者世帯等の場合は限度額 135 万円。(いずれも耐震補強工事費の8割を限度とする。) ※高齢者世帯等とは以下に示す世帯 (1)65 歳以上の者のみで構成する世帯 (2)身体障害者手帳(1級又は2級)の交付を受けた者が居住する世帯 (3)介護保険法による要介護者又は要支援者が居住する世帯 (4)療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する世帯	76–6137
	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された建築物の耐震診断	都市整備課
既存建築物耐震性向上事業	耐震診断に係る経費と町が定める基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内(千円未満の端数は切捨て)(1) 非木造戸建住宅 面積要件無し 13万6000円(2)(1)以外の建物ア 延床面積1000㎡未満の部分 1㎡当たり3670円イ延床面積1000㎡~2000㎡の部分1㎡当たり1570円+アウ 延床面積2000㎡以上の部分 1㎡当たり1050円+イ	76-6137
ブロック塀等耐震改修事業費補助金	撤去事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のある ブロック塀等を撤去する場合 改善事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のある ブロック塀等を安全な塀に改善する場合	都市整備課
	撤去事業 補助対象経費又は1mにつき8900円を乗じた額を 比較していずれか少ない額の1/2以内(限度額10 万円/1敷地) 改善事業 補助対象経費又は1mにつき38400円を乗じた額を 比較していずれか少ない額の1/2以内(限度額25 万円/1敷地)	76-6137

がけ地近接等 危険住宅移転事業 補助金	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 (1)静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 (2)静岡県建築基準条例第10条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和29年3月31日以前に建てられたもの (3)静岡県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 (4)上記(1)(2)(3)の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅	都市整備課
	建物除去費補助 78万円(除却費用に対する一部補助) 敷地造成費補助 58万円(借入金利子に対する一部補助) 建物建設費補助 366万円( " ) 土地取得費補助 206万円( " )	76-6137
家庭内家具等	・家具の固定数は、寝室・居間の家具を優先し、2台以上5台まで。 ・町内に住所を有し住所登録のある世帯(利用は1回限り)	危機管理局
転倒防止推進事業	固定作業費の補助(高齢者のみ世帯は 10 分の9。一般世帯は 家具等の数による自己負担を差し引いた額。)及び固定金具。	76-5715
	・町内にある住宅を所有し、又は居住している方。戸建住宅を新築している方。(利用は1住戸につき1回限り) ・感震ブレーカーは、般社団法人日本配線システム工業会が 定める感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007付2)の規格 に適合する構造及び機能を有するものに限る。	危機管理局
感震ブレーカー 設置事業費補助金	一般世帯 既存 設置費用の2/3(上限5万円) 新築 一律1万円 特例世帯 既存 設置費用の10/10(上限10万円) 新築 一律1万5千円 ※特例世帯の対象者は以下のとおり。 (1)要介護3以上の認定を受けている方 (2)身体障害者手帳(1級~4級) (3)精神障害者保健福祉手帳(1級~3級) (4)療育手帳の交付を受けた人が同居する世帯 ※補助金は千円未満切捨てとする。	76–5715
防災ベッド購入事業 補助金	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された木造住宅の所有者又は 使用者で住宅の1階部分に防災ベッドを設置する者	都市整備課
	静岡県知事が認めた防災ベッドの購入費用(組立・輸送及び付属品経費含む)の5分の4以内(千円未満切捨て) 限度額 1人1台20万円	76-6137